

令和4年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年12月8日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|----------|------------------------------------------------------------|---|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第2 | 議案 第114号 | 飛騨市個人情報保護法施行条例について | | |
| 第3 | 議案 第115号 | 飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について | | |
| 第4 | 議案 第116号 | 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第5 | 議案 第117号 | 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第6 | 議案 第118号 | 飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について | | |
| 第7 | 議案 第119号 | 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第8 | 議案 第120号 | 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第9 | 議案 第121号 | 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第10 | 議案 第122号 | 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | | |
| 第11 | 議案 第123号 | 指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター) | | |
| 第12 | 議案 第124号 | 指定管理者の指定について(飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場) | | |
| 第13 | 議案 第125号 | 令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号) | | |
| 第14 | 議案 第126号 | 令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号) | | |
| 第15 | 議案 第127号 | 令和4年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号) | | |

令和4年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年12月8日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|----------|---------------------------------|---|---|
| 第16 | 議案 第128号 | 令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号) | | |
| 第17 | 議案 第129号 | 令和4年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号) | | |
| 第18 | 議案 第130号 | 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号) | | |
| 第19 | | 一般質問 | | |

○出席議員（13名）

| | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 小水 | 笠 | 原 | 美 | 保 | 子 |
| 2番 | 谷 | | 上 | 雅 | | 廣 |
| 3番 | 上 | | 口 | 敬 | | 信 |
| 4番 | 井 | ケ | 吹 | 豊 | | 孝 |
| 5番 | 澤 | | 端 | 浩 | | 二 |
| 6番 | 住 | | | 史 | | 朗 |
| 7番 | 徳 | | 田 | 清 | | 美 |
| 8番 | 前 | | 島 | 純 | | 次 |
| 9番 | 野 | | 川 | 文 | | 博 |
| 10番 | 籠 | | 村 | 勝 | | 憲 |
| 11番 | 高 | | 山 | 恵 | 美 | 子 |
| 12番 | 葛 | | 山 | 邦 | | 子 |
| 13番 | | | 原 | 寛 | | 徳 |
| | | | 谷 | | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 市長 | 都 | | 竹 | 淳 | | 也 |
| 副市長 | 湯 | 之 | 下 | 明 | | 宏 |
| 教育長 | 沖 | | 畑 | 康 | | 子 |
| 総務部長 | 谷 | | 尻 | 孝 | | 之 |
| 企画部長 | 森 | | 田 | 雄 | 一 | 郎 |
| 市民福祉部長 | 藤 | | 井 | 弘 | | 史 |
| 商工観光部長 | 畑 | | 上 | あ | づ | さ |
| 基盤整備部長 | 森 | | | 英 | | 樹 |
| 農林部長 | 野 | | 村 | 久 | | 徳 |
| 環境水道部参事 | 柚 | | 原 | 徹 | | 守 |
| 財政課長 | 上 | | 畑 | 浩 | | 司 |

○職務のため出席した事務局員

| | | | | | | |
|--------|---|--|---|---|--|---|
| 議会事務局長 | 岡 | | 田 | 浩 | | 和 |
| 書記 | 倉 | | 坪 | 正 | | 明 |
| | 渡 | | 辺 | 莉 | | 奈 |

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、10番、野村議員、11番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第114号 飛騨市個人情報保護法施行条例について
から

日程第18 議案第130号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

日程第19 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第114号、飛騨市個人情報保護法施行条例についてから、日程第18、議案第130号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）についてまで17案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

17案件の質疑と合わせて、これより日程第19、一般質問を行います。それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

皆さんおはようございます。発言のお許しをいただきましたので、私は、今回、2つの大きなテーマで質問をしたいと思います。

まず1つ目に、市の有機農業の推進の計画についてお尋ねをします。今、国際連合は戦後最大の食料危機と警告されています。もともと気候変動で不作が広がったところに、ウクライナ危機と、コロナ禍です。さきのウッドショックに続いて、今はフードショックが叫ばれております。

11月27日のNHKスペシャルでも、食料危機の実態が報道されておりましたが、食料の輸入依存国日本は、種、化学肥料さえも輸入に頼っておりますから、アメリカのラトガース大学の研究者らのデータ推計によりますと、局地的な核戦争の勃発で、食料生産の減少と物流停止が起きた場合、2年後の餓死者は、食料自給率の低い日本に集中すると言われております。

世界の餓死者2億5,500万人のうち、日本の餓死者は約3割、7,000万人余を占めるというのです。これは、今まさに起きつつある想定内のことと言えるのではないのでしょうか。日本の自給率38%は世界175か国の中で、124番目。先進国29か国の中で、26番目という低さです。

とにかく時間のかかる農業ですから、今からその気で、地域ぐるみで自給率を上げなければ、

飛騨市とて、市民の命は守れません。しかし、生産者にとっては、肥料も飼料も価格が2倍になり、燃料も3割高超となっています。にもかかわらず、農畜産物の販売価格は、低いままですから、農業経営は危機的状況です。

そこで、市の農業対策などを伺います。1つ目、私は3月議会でも有機農業について質問いたしましたが、その後、有機農業について、市として進展状況、あるいは進捗というものはあるのでしょうか、伺いたいと思います。

2つ目に、10月26日、27日に産業常任委員会で国家戦略特区で農業振興に成果を上げている兵庫県養父市などを視察して、多くのことを学んでまいりました。先進地である養父市の国家戦略特区（農業）については農林部でも既に情報把握されていらっしゃるようですので、ざっと紹介したいと思います。

今から8年ほど前に、養父市は国家戦略特区に申請をして、農業の規制改革を行いました。時間がかかっていた農地の権利移動の許可事務を農業委員会に代わって市が行うこととした結果、農地を取得しやすくなり、耕作放棄地の再生と農地の流動化が促進されました。また、農業生産法人の要件緩和で、法人による営農が活発化し、13もの企業による生産法人が設立されました。様々な規制改革メニューを実現して、この7年間で、営農面積、雇用創出ともに拡大し、大きな成果を上げていらっしゃいました。

そして養父市は、飛騨牛の元牛である但馬牛の産地ですから、高品質の牛糞堆肥を大規模プラントで生産し、その活用で、化学肥料、化学農薬を一切使わない有機農業を行っておりました。その農地の場所は、慣行農業、通常の高農薬、減農薬などを使った通常の農業のことですけれども、慣行農業の農薬等の影響が及ばないように、高台に整備されていて、大変感心いたしました。飛騨市に当てはめた場合、どんなことが農地として、あるいは有機農業にとって課題や弊害となるのでしょうか、伺います。

3つ目に、千葉県のいすみ市をはじめ、各地でオーガニック学校給食が始まっています。有機農業にとって、学校給食は安定した市場となりますし、何より子供たちの健康と農業、そして環境を守る最善策と確信いたします。市の積極的な農政を求めます。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

有機農業推進計画について、1点目の有機農業の進捗状況からお答えいたします。有機農業の推進に関する法律において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方法を用いて行われる農業をいうと定義されています。

9月の定例会にて、国の制度である環境保全型農業直接支払交付金の予算の増額補正を認めていただいたところですが、この制度を活用する有機農業の面積は、令和3年度と比較して0.8ヘクタールの増加となり、また、慣行農業より科学農薬、化学肥料を5割以上低減させる生産においては、新たに一団体が増え、面積は3.5ヘクタールの増加となっています。また、有機JAS認証の取得者も1名増加の5名となり、徐々にではありますが、有機農業や科学農薬、化学肥料低減

につながる生産が広まっているところです。

有機農業を進めるためには、消費者の理解が大前提になります。食のまちづくり推進課が行っている畑でクッキング事業は、環境への負荷を低減する生産者のこだわりを知っていただく、また、おいしい農作物を味わっていただく機会を提供するもので、消費者側のファンづくりにつながっています。有機農業は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本とする生産方法であることから、営農にも課題も多く、一朝一夕で拡大できるものではありませんが、引き続き国や県とも連携しながら、環境負荷を低減する農業の普及拡大を進めてまいります。

2点目の有機農業の課題と弊害についてお答えします。令和3年5月に国が作成したみどりの食料システム戦略では、2040年までに主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立し、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕作面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することを目指しております。

本年11月28日に、市役所において、農林水産省東海農政局の方々、また、市内の有機農業生産者の方々にお集まりいただき、今後の有機農業の普及拡大に向け、生産技術や販売の実態など、様々な点について意見交換を行いました。生産者からは、例えばトマトの有機栽培は、慣行栽培に比べ、3分の1程度の収穫量となることから、その分を販売対価に反映できないと経営が成り立たないため、消費者に対する有機農産物価格の理解普及も必要であること、また、病虫害防除の技術指導者が少ないことなど、数多くの課題について意見交換されたところです。

また、病虫害を早期に発見する技術や病気に強い品種の開発などについては、市が解決できるものでなく、国や県に対して対応、対策が必要な事項も多く存在するのが課題であると考えております。

3点目の学校給食への有機野菜の活用についてお答えします。令和4年3月議会定例会において、教育委員会からの答弁でもありましたように、有機野菜は天候に左右されやすく、規格が不ぞろいであったり、農薬等を使用しないことから、虫など異物が混入しやすく、加えて、現在の市内生産分では安定的な量の確保が困難であるなど、学校給食として供給するには、いまだに課題が多い状況です。市では、ふるさと納税を財源として、市内児童、生徒に飛騨牛など、地元食材を知ってもらい、楽しんでいただく機会としてふるさと学校給食事業を設けていますが、この事業にて市内産有機農産物を使用した際は、生産者も大変喜ばれたと伺っております。この事業の継続も、有機農産物の認知度向上や消費拡大につながる重要な取り組みの1つと考えております。

また、議員ご指摘の、千葉県いすみ市では、オーガニック学校給食をお米からスタートしたと伺いました。米であれば、一度に供給できる量を確保するという課題をクリアできる可能性もありますので、本市においても、これを参考に、有機米の生産と導入を検討いたします。今後も教育委員会との連携を図りながら、地産地消につながる農産物の給食への活用について、様々な取り組みを進めるとともに、有機農業に対する理解増進や食品ロスの削減など、環境と調和の取れた農業生産とその消費にかかる食育の推進に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（籠山恵美子）

飛騨市として、有機農業に対する課題を今説明していただきました。それでも、この間、この有機農業に取り組む農家さんが5名になったということは、本当に嬉しいと思います。

なかなか、いろいろな手続きや、それから、やることの中身も有機農業をやろうとなると、そう簡単ではありません。私は消費者ですけれども、本を読んだりただけでも大変だなと思います。その国との連携ということをおっしゃいましたので、それも一生懸命やっていただきたいと思います。

ところで、2番目の質問の設問の中での説明だったと思いますけれども、国の農林水産省は2050年までに25%、100万ヘクタールの農地を有機にするんだという方針を立ててはいますが、これを飛騨市に当てはめると、飛騨市はどのぐらいの面積になるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

市内の正確な数字は手元にございませので、古川町を参考にしますと、大体の水田面積が、恐らく500ヘクタールほどあるかと思しますので、そのうちの約25%ということになるかと思ます。

○11番（籠山恵美子）

有機農業についてというのはいろいろ課題があるということをお聞きしました。私も、この質問をするにあたって、古川国府給食センターの管理栄養士さんともお話をし聞き取りをしました。それから、トマトの専門農家の方のお話も聞きました。トマトを有機でやろうとすると、生産量が3分の1になるということ、なかなか厳しいものだなと思います。

それから防虫対策ですけれども、飛騨市で言うと、トマトの生産量は全体の十数パーセントあると思いますが、これは飛騨市にとってみると、大変な安定した生産量、出荷量だと思います。そのうちの、全部とは言いませんけれども、少しずつ有機栽培が進めばいいなと思っていますが、ただ、今のところどういうふうには有機化を進めるかということの問題と一緒に、物流、物価高の現在、トマト農家さんは、大変トマトを詰めるダンボールが高騰しておりまして大変苦勞しております。例えば、2回ほど段ボールが値上がりしたと。でも業者さんにはこれで終わりではないよと言われて、買い占めが始まったと。お互いの農家さん同士で買い占めが始まったと。必死ですから、どのぐらい値上がりするのか分かりませので、買えるうちに買っておこうと思ったら、資金も途絶えてしまうし、いっぱい買った方がいいが、納める場所がないと悩んでいらっやいました。本当にきゅうきゅうとしている状態だなと思います。

そういう中でも、これからの展望としては、化学肥料なども、ロシア、ベラルーシ、それから中国、これからの輸入が止まっていると。窒素リン酸カリウムが成分の化学肥料の供給が止まって、調達が困難だということですから、将来を見据えれば、いろいろ苦勞はありますけれども、飛騨市の農業も化学肥料から脱却して、国内の堆肥などの資源活用へ切り替えるということは大変現実的ではないかと思ます。時間はかかると思ますけれども、これからの飛騨市の農政に希望をつなぎたいと思ますので、そのあたりはぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、学校給食のことですけれども、例えば保育園などは小規模ですから、今、学校給食

というのは県産米で、JAが間に入っているのでしょうか。一括して、購入していると思いますけれども、少しずつ有機を進めていくということになれば、今5名、その他プラスアルファの農家さんによる、その生産される有機米を少しずつ活用を始めるということは可能なのではないかと思います、そのあたりは、お考えはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

有機農業を進めるということは、大変重要であるということは認識しております。それで、まずお米からということなんですけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、量の確保がある程度期待できるということになるかと思えます。

ただ、やっぱり、コストもかかりますし、例えば、地元の堆肥を使うということになりますと、例えば一反あたり元費が40キロとか数十キロで済むものが、田んぼの堆肥ですと、大体2トンほどです。それでも、牛糞だけだと窒素が足りないんですね。そのあたりも大きな課題になるので、やはりそのあたりの理解をしてくださる農家の方との連携が大変重要になるかと思えます。

それで、たまたま今、圃場整備をしているわけなんです、その中の受益者の1名の農家の方が、来年からもち米の有機栽培に挑戦してみるという方がいらっしゃいました。大変キャリアも長くて、すばらしい農家の方で、この際、有機米にもチャレンジしていただけないかということでご相談したところ、昨日の時点では前向きなご返事をいただきましたので、まずはそのあたりを土地だとか、いっぺんにまた有機農業、例えばJAS認定を取ろうと思うとやっぱり3年以上かかるものですから、それに近い農業をまず進めていくということ、まずできることから一歩ずついきたいというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

国際連合も家族農業の10年という勧告というか、こういう政策を出してござりまして、国際連合も、家族農業を進めております。そういうことで、どうしても有機農業というの大規模にできない、手間がかかる、大変だ。それから、防虫。そういうことでも、他の慣行農業に影響が起きて、トラブルの元になる。こんなことがこれまでは言われてきましたけれども、やはりこれからの気候変動の問題、それから、いろいろな世界の有事のときの輸出入の規制、あるいはそういうところにストップがかかってしまうことの利害関係、そういうものを考えると、家族農業を地方からコツコツと始めるということは大変大事ではないかなと思えます。

そして、有機農業の一番のいいところは何と云っても、農薬を使わないということです。そこで、飛騨市でもこれはちょっと市長に伺いたいと思えますが、11月10日の中日新聞に蜂が大量に死んでいるという記事が載りました。これも農薬だということが言われています。私なんかもよく聞いて、本当に困ったものだなと思えますけれども、ネオニコチノイド、農薬ですね。これがネオニコ、ネオニコと言われますけれども、その農薬が検出されたということがありまして、カメムシを退治するには、ネオニコチノイドが必要だけれども、その一方、蜂が大量死してしまうということで、農薬を使うということは、やはり大量に農産物を生産するという効率性がある一方、自然を変えてしまう、生態を変えてしまう、生物の死につながってしまうということなんです、市長は裏庭で実証的に蜂を飼っていらっしゃいますね。でも、養蜂家もいらっしゃいま

す。こういう方々の直接農業をやっていない方々にも、影響が及んでくる問題ですから、市長としては、もうちょっと広がったところでの有機農業の影響と、それから、それをどういうふうに飛騨市として克服したらいいのかというようなお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

蜂が農薬でという話をおっしゃったようにあると聞いて、ここ最近市役所でも蜂を飼ってんでいる関係で関心があるものですから、ニュースは「えっ」と思って拝見したわけですが、これは農業に限らず、産業全般に効率化を求めていったときに、自然負荷がかかるということの繰り返しでありまして、いろいろな公害問題なんかもやっぱりかつてそうだったとか、70年代なんかの日本というのはそうだったと思います。

ただ、その中でいろいろな問題意識を皆さん持たれて、それを克服する努力をされて、何十年か経ってくるとそれがだんだんだんだん改善されてくるという歴史だったと思いますので、やはり効率性だけを追い求めるのではなくて、自然負荷とか、今おっしゃったようなほかの産業、ほかの作物、動物、そうしたものへの負荷ということをやっぴり考えながらそれを低減していくという道筋は捨ててはいけないというふうに思っています。

ただ、他方でいっぺんに切り替えるということは、それはやっぱり1つの産業として農業も成り立っている以上、難しいところがあって、ですので先ほど野村部長の答弁にもありましたように、一つ一つ取り組んでいって、大きな流れを作っていくということがとても大事だと思います。その意味においては大きな方向性としては、地域で循環をする、化学に頼らない、そうしたことは大事なことだというふうに思っていますので、粘り強く、一步一步の歩みではあるけれども、ここは着実に進んでいくという考えの中で、動物も含めてきちんと共存していけるような自然をつくっていくとか、地域をつくっていくということが大事ななというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

これからの子供たちのことを考えると、今、子供のことを考えることは未来への投資だという言葉がよく聞かれるようになりました。投資という言葉が、的確かどうか分かりませんが、やはり特にこの食の問題は子供たちの体を、子供たちの脳神経をどう安全に成長させるかということなので、私たち大人が考えなければなりませんから、私も消費者の一人としてはやはり安全安心な農業をという声を上げて、そして、またそういう農家さんに協力しながら、飛騨市の農業のまず安心な、何でもかんでも農薬ゼロという、そんな極端なことではありません。とにかく、この農作物は誰がどのようにして作ったのか、そして、それは農薬を使わないで作ったのか、そういうことがはっきりと明示されて、そういうものを安心して食するという循環から始まっていいのではないかなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

2つ目の質問に入りたいと思います。SDGsの目標5、ジェンダー平等の実現について質問をいたします。国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsの目標5は、「ジェンダー平等を実現しよう」です。その具現化には、飛騨市の男女共同参画計画があり、現在は第3次計画として、国の第5次男女共同参画基本計画や、SDGsの方針が新たに盛り込まれて更新されております。ちなみに、男女共同参画とジェンダー平等は、英訳しますと、どちらもジェンダ

一・イクオリティと全く意味が同じでありまして、今ではジェンダー平等という世界共通の表現が主流となっております。

この計画には3つの目標があります。目標1、誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現。目標2、一人一人が個性を生かし、活躍できるダイバーシティ、多様性の推進。目標3、あんきに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進、こういうことです。

ところで、令和元年の3月議会には、まさにこの目標1、2の先陣を切って、市はパートナーシップ制度を議会に上程したようではすけれども、導入は延期となりました。当時私は議員ではなかったため、このニュースを新聞報道で知りました。

まず、2019年、令和元年2月にメディアは、飛騨市は、LGBTの当事者や事実婚のカップルを夫婦や家族として認定するパートナーシップ証明書を4月から発行すると報道しています。当時、記者会見した都竹市長は、当事者の気持ちに寄り添うことは当たり前、多様なライフスタイルを分け隔てなく認めることで、市民生活を充実させたいと表明をしておりました。

しかしその1か月後、新聞には「飛騨市パートナー制度延期、議会に慎重意見」の見出しが躍っておりました。その中身はと言いますと、「性的少数者、LGBTや事実婚のカップルを結婚に相当するパートナーとして認める証明制度を4月に始める予定だった飛騨市は、制度開始を当面延期することに決めた。市議会でも慎重な意見が相次いだことなどを踏まえた。そして、議会本会議では、制度を始めるときは、事前に報告を求める附帯決議を求めるという附帯決議が可決された。」となっており、都竹市長は、「市民向けの講演会を開き、丁寧に説明を重ねたい。制度の趣旨をきちんと理解していただくチャンスを得たと思う。」と締めくくっております。

私は飛騨市が新しい年を迎えるこの機会に、当時の議事録をくまなく閲覧してみました。率直に言って、パートナーシップ制度の本質的な論議が足りなかったという印象は否めません。

しかし、世界は今やジェンダーギャップの克服も進んでおり、ジェンダー平等の機運はますます広がっています。地球上の誰一人取り残さないという誓いの下採択された国際目標SDGs。それを飛騨市は政策目標としてすでに更新しているのに、なぜか、パートナーシップ制度は附帯決議付のまま、継続案件となってもう3年も放置されています。このまま見過ごすことは、市民に対して大変無責任です。

そこで、市長に伺います。まず1つ目に、この間の市の取り組みはどのような成果を上げましたか。市民や職員の認識度はどのようなものか、検証できましたか。市民に向けて説明をお願いします。

2つ目に、来年度からはぜひパートナーシップ制度を導入し、同時に市民にはこの制度の意味を堂々とアナウンスして、誰も取り残さず、あんきに暮らせる魅力的なまちづくり、目標3を推進していただきたいと切望します。市長の英断を伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ジェンダー平等につきましてのお尋ねでございます。私からは2点目の制度の導入についてお答えします。1点目のほうは後ほど市民福祉部長から答弁してもらいます。

まず、パートナーシップ制度の導入であります、平成31年の2月ということで、導入を行おうとしたわけでございます。この制度ですが、予算を伴いませんし、条例議案でもありませんでしたので、平成31年度予算発表の資料の中で、ゼロ予算施策として盛り込むという形で明らかにいたしました。記者発表しましたところ、この点をメディアが大変関心を示しまして、ここをピックアップした形でセンセーショナルに取り上げられたものですから、大変な話題になりまして、正直言います、これほど大きな反響になるとは思ってもみなかったというのが、当時の率直な思いであります。

実は、私自身パートナーシップ制度が当時全国的に大きな議論になっているという認識が薄くて、あらゆる市民が自ら望む幸せのあり方を追求できる地域をつくり上げていきたいという思いの中での、いろいろな施策のうちの1つという考えでありましたので、本当に意外だったというのが、正直なところでは。

また、私自身、学生時代に憲法を勉強しておりましたので、基本的人権の保障ということに対しては自らも思いがありまして、言わば当然の取り組みだという思いがあったというのも事実でございます。しかし、予想外の反応に直面いたしまして、正直言って大変困惑をいたしました。

それで、歓迎される声も大変大きかったわけでありまして、一方で、見知らぬ全国他地域の方々からメッセージなんかが届きまして、伝統的な家族制度を破壊するという全く理解に苦しむようなことを言って来られた方もありまして、露骨に不快感を示される一部市民の方があったというのも事実でございます。その中で、自分自身が当たり前だと思っていることが、世間では、世の中で当たり前ではないこともあるんだということも当然知りまして、現在の基本的人権というものが世界の歴史の中で長い時間かかって獲得されてきたものでありますけど、その獲得の歴史の中には、もうこれとは比較にならないような大きな困難があったんだろうなということも、わずかな体験を通じてではありましたが、そうしたことにも思いをいたしたということでございました。

それで、当時の議会の議論にお触れになったわけでありまして、これも私としては忘れられないものでございます。それで、議案でもないし予算でもなかったということで、一般質問では議論はなかったんですね。総務常任委員会で、直接関係していない委員会条例の改正案の中でこの問題が論議されたということでございまして、性別欄の廃止という議案でしたが、当時、これはもう既に多くの自治体で導入されていて、大きな議論なところはほとんどない中で、委員会では否決で本会議で可決という経過をたどったということでございます。この議論について、るる申し上げますけれども、思うところは今も多々あります。

その上で、おっしゃったような、平成31年度当初予算に附帯決議が付きまして、その内容は、「性の多様性を理解し誰もがありのまま安心して自分らしく過ごせる生きやすい社会づくりに向けた取り組みであることは理解するが、市民の理解は様々であるということで、本事業の執行にあたっては事前に議会への報告を行うよう求める。」という文言であったわけでありまして。

この附帯決議は、飛騨市議会としてこの取り組みを理解すると公式に表明されたものでありまして大変意義深いものであるというふうに思っていますが、同時に、時間をかけて理解を深めるべきだという意図を込めたメッセージであるというふうに受け取りましたので、また、先ほど申し上げたように実際に市内においても十分な認識があるとは思えないという事例もありました。

から、時期を定めず、私自身が得心できるまで理解増進を図るという方針としたということでございます。

それで、市としての研修会を行いましたり、様々な取り組みをしてきたんですが、その中で私自身も改めて研修会に参加するなどして勉強し直してみたわけでありまして。その中で感じたことは、この問題は、パートナーシップ制度というものが独り歩きする形で論争を呼んでいるんだということを非常に強く感じました。これは議会で申し上げたことがあるんですが、もし、これが飛騨市においてパートナーシップ制度ではなくて、性的指向に関する申出書という名前であったとしたら、恐らく話題になることはなかったと思います。

そうしますと、実際にこれは何のためにやったかというところ、市の施策を適用していく上の手続きであるということが大きな主眼でありますから、あえて論争的になっているパートナーシップ制度を導入しなくても、実質的に同様の取り組みはできるはずだというふうに考えたわけですね。そこでその後、市営住宅の入居者資格とか、結婚祝い品の贈呈制度等の対象者要件に、事実上婚姻関係と同等の事情にあるものというものを加える扱いとしたところがございます。

以上を踏まえますと、今時点で、パートナーシップ制度を導入する意味というのは、実質的にはもう実現されているわけですから、そうすると性的マイノリティーに関する社会的認知にどう応えるか、あるいは主としてのメッセージをどう出すかということに尽きるというふうに考えられます。

現在、世の中の流れは、この3年間でも大きく変わりつつありまして、パートナーシップ制度の導入はもう全国で240を超える自治体で行われています。岐阜県においても知事がその導入を検討することを議会で表明されていらっしゃいますし、飛騨市でも、今年の少年の主張大会では、性的マイノリティーへの理解をテーマとして発表する中学生も現れるようになってきているということございまして、この3年間でも社会的な認識は着実に高まっているというふうに受け止めております。

一方で、先ほど申し上げましたように、もともとの狙いは人それぞれ様々な形での幸せの追求が認められていく地域をつくるということでありまして、とすれば、最近メディア等で多様性を意味するダイバーシティという言葉が使われるようになっておりますけれども、性的マイノリティーのみならず、性別、年齢、障害の有無、あるいは国籍など様々な違いを持った人々が共存しながら、それぞれの幸せを追求できるダイバーシティの町というものを目指すというメッセージを出していくほうが、今の時代、時期に合っていて適当ではないか、そのように思っております。

それで、飛騨市ではコロナ禍で、誹謗中傷をやめて感染者に優しい言葉をかけられる町にしようということで、やさしいまちづくり宣言というメッセージを出しました。これは籠山議員にも、一般質問でも触れていただいたわけがございますけれども、この宣言は特別な普及啓発はしなくても、短期間で普及浸透していったという、非常に好事例であったのではないかとこのように思っております。

同様に、パートナーシップ制度というよりは、ダイバーシティを尊重し、あらゆる人が自らが望む幸せを追求できる町であることを分かりやすく打ち出して、その認識を広げていくということが、今、必要ではないのかと考えておりまして、そうした考えの中で、現在来年度に向けた政

策協議の中で具体的にどんな取り組みにしていっていいのかということを検討しているところであるということでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。それでは私からは、1点目のジェンダー平等の周知、理解への取り組みについてお答えします。

平成31年3月議会の際に議論のあった市民の性の多様性に対する理解認識を深めるため、市ではその後、様々な取り組みを行ってまいりました。具体的には、性の多様性への理解増進を全国へ広げる活動をされている講師によるリーダー研修会、LGBTをテーマにした映画の上映、人権啓発パネル展や、パンフレットの配布、青年会議所との合同研修会の開催などを計6回実施してまいりました。参加した市民からは、性の多様性について誤解や認識不足があった。今後の行動、言動に注意したいなどの感想があり、多くの方がこの問題を身近に感じ、理解を深めていただいたものと考えています。

市職員の理解増進については、毎年、県の人権啓発指導員による性の多様性に関する研修会を開催し、性的マイノリティに対する基本的な理解と対応について学び、意識改革及び知識向上を図っております。また、庁内の公文書等における性別欄を点検、その要否を検討し、様々な様式について性別欄の削除を行うとともに、新たな制度等創設の際には、申請様式等への性別記載の要否について意識するよう求めており、職員の認識も高まっていると思います。

また、パートナーシップ制度導入によることなく、法律婚の方と同等の権利や行政サービスが受けられるよう、市の各種制度の見直しを行い、具体的には市営住宅の入居資格や結婚祝い品の贈呈対象要件について適用しています。現在までに市営住宅への入居1件、結婚祝い金、令和3年当時でございますが、1件の利用実績がありますが、このことについて、これまで市民から批判や苦情の声を聞いたことはありません。

こうした市の取り組みの一方で、この3年間、LGBTQやパートナーシップ制度については、メディア等でもごく自然に取り上げられるようになり、全国各地で導入を進める事例も多くなりました。市民も何気なく目や耳にする機会も増え、少年の主張大会などでも、これらの問題を取り上げる子供たちも出てきており、今では多くの方が受容されていると考えています。市民の認識度に関するアンケートなどによる検証まで行っておりませんが、自然の流れの中で、理解が深まっているものと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

藤井部長に先にお聞きしたいと思います。市民、それから職員の理解と認識は随分高まったということで、大変喜ばしいことだと思います。

実際に、9月議会で条例改正もありまして、そのときに住居の市営住宅のことがありまして、私も質問しましたけれども事実婚の方々、同性婚の方々もちゃんと同じように市民として扱って

くださるようになっていくということは、そのときに知りました。パートナーシップの中で、その方々に対する便益というものが実際に飛騨市はもう既に実現されているということも知りました。

ただ、病院に入院したり、それから手術をするというときに、証明書があるかないかで、その事実婚、あるいは同性婚の方々が、お医者さんから説明を聞いたりということができないのではないかと思います。そういうケースが出た場合には、そのときのために何か証明書というものは、飛騨市は発行できるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

証明書の発行については現在はいたしておりません。

○11番（籠山恵美子）

それではそのことを絡めて市長に伺います。今、市長の説明をお聞きしまして、ダイバーシティという言葉が出ました。確かに、市の男女共同参画の計画の中にも、その基本目標には、活躍できるダイバーシティの推進ということが書いてありまして、これは当然のことですし、これはもう、やはり基本的人権だと思います。

ジェンダーギャップ指数という言葉がありまして、これは経済、教育、政治の分野で男女間の不均衡、これを示す指標です。日本は世界156か国中120位。G7の中では最下位です。そして岐阜県は、先ほどお話がありましたけれども、導入しているのは関市のみです。

ジェンダー問題は、私は本当にまさに人権問題だと考えております。当事者の方々は、だんだん表に出て、そして、自分たちのシンボルカラー、レインボーカラーというものを、全国至るところで、いろいろな場でそれを利活用して、ご自分達の主張をしております。当然のことだと思います。人としての権利を尊重し、守ることは当たり前で、それを他人がどうこう言う権利は全くありません。このことを守るのは、まさに行政の責任だと思います。ですが、理解が進まないとしたら、それも行政の責任だと私は思わざるを得ないんですね。

つまり、市民の受け止め方が様々と放っておくから前に進まないんですね。ですから、これを克服しなければならないと思います。市民の一步前に先んじて、進んで啓蒙し、実現するのが行政の仕事だと思っていますので、市長が今おっしゃいましたダイバーシティ、このことについて考えていくということでした。これは大賛成です。ダイバーシティというのは、それこそパートナー制度をさらに包括した、包摂した大きな受け止め方、考え方です。そういう大きなところで、飛騨市がメッセージを市民、あるいは全国に発信するということはとても大事なことだと思います。

それで、実際に、新型コロナウイルス感染症のときも、ああいうポスターができ、それから同報無線などでも何度も何度も繰り返し、風評被害を防止するために、メッセージを送って、そのために、今3年目ですけども、今、市民の方々、私もそうですけれども、平気で「うちの娘がかかった。」とか、「うちのおばあちゃんがかかったよ。」とか、普通に言えるようになりました。何のギクシャクした関係もなく、これはやはりそういう繰り返しの行政の啓蒙が本当に功を奏したと私は思っています。

ですから、カーボンニュートラル都市宣言をしたのも、これも大変大事なことだと思います。それを、実際にやらなくてそういうのぼり旗を上げなくても、あるいは垂れ幕を下げなくても、実際にやっていたらいいんだというのでは、やはり十分ではない。

それは当事者のことを考えたときに分かるんですね。当事者の方々は、実際に市役所に行って、ほかのパートナーシップ制度を導入されている自治体と同じように対応して下さったとしても、一步町に出たら、やはりいろいろな差別や偏見もあるかもしれません。そういうときに、市がきちんとうちはこういう町ですよということを宣言して、そういうことがきちんと市民の中にずっと浸透していればそういう当事者の方々は本当に住みやすいと思うんですね。

ですから、そういうことは、ぜひこれから、これを機会にやっていただきたいと思います。そのあたりは、病院での対応、事実婚、同性婚の方々が、パートナーシップ証明というものがあれば、お医者さんに一緒になって、その手術のことをいろいろ聞くことはできるけれども、それは今のところはできないんですね。身内ではないので。その証明があるからこそできるんですけども、そういうことを飛騨市としては何かの方法でやっていけるのでしょうか、伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、いろいろな事例が世の中に出てくると思うんですが、病院が例えば、実際にそういう事例があるという話は、今のところ聞いていないんですけど、もし、仮にそうだとすれば、むしろ病院にそういうケースであっても、直接親族関係とかそういうことの証明がなくても、自分はこの人を信頼していて、この人に話してもらいたいんだという人を、きちんとその人に説明するようにして欲しいということを、病院に言うほうが大事だと思うんですね。

それこそがまさしく飛騨市のみならずダイバーシティという地域をつくっていくために必要なことだと思うので、病院の対応を前提にしながら制度を整えるのではなくて、病院そのものにも変わってもらうように働きかけていくというのが、行政のやるべきことではないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃったように、やっぱりこうやって勉強しながら改めて立ち止まっていろいろ考えてみると、全部基本的には同じだというふうに思っていて、今、障害児者の支援というのは、私、非常に飛騨市として力を入れてやっているのですが、先日、バリアフリーマップを作って、医療的ケア児とかお母さん達の会、親の会があつてあかりんぐという会が、そのマップの中に、心のバリアフリーのお店というのを入れているんです。つまり、物理的にはバリアがあるのだけでも、例えば車椅子の人が来たときに、快く手を貸してくれるという店ですよ。そういう心のバリアフリーということを入れていて、私はそういう流れができてくる中でも見ていると、やっぱり、これは共通だなと。障害の問題も、性的マイノリティーの問題も、およそいろいろな人たちに優しい、いろいろな違いを優しく認めて受け止めていくということ同じだなということを思うんです。

やっぱり、そこに着目する必要があるので、ダイバーシティというくくりの中で、議員がおっしゃっていただいたように、全部包摂する中で、取り組んでいく、そのうちの中で議論していく

のが本当に自然なことだし、それこそが行政が目指していくことかなというふうに思いますので、そんな思いでいるということも併せて申し上げさせていただきます。

○11番（籠山恵美子）

珍しく私も理解できました。ですから、これからももう少しで新年も明けまして、新年度もやってきます。新しい飛騨市、また、市民に対して本当に新しい展開が開けるように、いろいろ大変な物価高、新型コロナウイルス感染症、本当に切ない毎日ですけれども、そういう中でもやれること、このダイバーシティの考え方、そういうまちづくりだと思いますので、ぜひ議会も協力しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を11時05分といたします。

（ 休憩 午前10時57分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。10番、野村議員。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問します。10月、産業常任委員会で、兵庫県朝来市と養父市を行政視察してきました。朝来市では、まず出前講座、2つ目に、地域通貨朝来 P a y、3つ目に竹田城や鉾石の道などの観光振興について3点を担当課から説明を受け、地域通貨朝来 P a y と観光振興の2点は、飛騨市にも参考になるなど、今後、飛騨市の市政に反映すべきと感じたところです。

2日目の視察の養父市は、兵庫県北部、但馬地域のほぼ中央に位置し、平成16年4月に飛騨市と同じ4自治体が合併した平成16年は人口3万人を超えていたようですが、現在は飛騨市とほぼ同じの2万2,000人で、約8,000人の人口減少で、減少幅はほぼ飛騨市と同じです。また、市の木はブナで花は水芭蕉、特産品の代表は、飛騨牛のルーツでもある但馬牛など、類似点が多くあり、また過疎地域が多く、関西の豪雪地帯で、スキー場は民営3か所と指定管理運営1か所あり、最大の課題は飛騨市と同じように、人口減少対策でした。

国家戦略特区と地方創生について、農林水産省から出向されている産業環境部の漆畑部長より、国家戦略特区の取り組みと、その成果などの説明を受けました。人口減少と高齢化により、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加が大きな問題で、独自の実効的な対策実現のために、特区制度を活用し、企業による農地取得の特例制度など、農業改革が推進され、営農面積の拡大や雇用の

創出など、その成果が出ており、養父市の知名度アップとなっていました。平成16年7月、当時の菅官房長官をはじめ、今日まで石破元地方創生大臣ほか5人の大臣や、全国の自治体、企業、海外からの視察やマスコミ取材も多く、全国的に注目されております。

民間経験のある広瀬市長は、日本航空、大塚製薬、イビデンなどの一流企業や関西大学、京都産業大学と連携協定を結び、官民で地域の活性化を図り、民間の発想で、養父市のグランドデザインはこうあるべきと描き、その目標達成の戦略と戦術で地域経営に当たっておられました。これぞ、人口減少の中での地域づくりの取り組みで、近い将来、地方創生のモデルになるでしょう。

また職員は、養父市が平成26年に中山間農業で改革特区として、第一次の国家戦略特区として受けられただけに、プレッシャーの中、問題解決に向けた危機感を持って対応されているなど感じたところです。

そこで朝来市、養父市をはじめ、私が単独視察した自治体及び市立大学から得た知見などを参考に、大きく4点質問します。まず1点目、吉城コンポの改修について。10月27日の午後から大屋地域の高原にある市直営施設、養父市おおや堆肥センターを視察しました。リサイクルからサイクルをテーマに、元気な土地の再生を目指し、家畜の糞尿などを有効活用し、地域資源循環型農業による有機の郷づくりの実現のため、平成15年4月から着工稼働。最も印象だったのは、堆肥の近くでもほとんど臭いを感じないということでした。

一方、平成8年着工稼働し、26年経過している吉城コンポは老朽化も激しく、最近堆肥の臭いはやや弱くなっていますが、風向きによっては、南成町や上町の住宅地まで臭ってきます。吉城コンポは飛騨市も出資している第三セクターの会社で、いつまでもおいしい空気を守る環境面からも早期に改修すべきです。

提案も含め、2点質問します。1つ目、臭いが出ない堆肥化で施設改修を。近くには山城の古川城や清流の宮川があり、また、住宅や道の駅アルプ飛騨古川にも近く、臭いが出ない堆肥化処理が求められています。情報によれば、80度以上の熱で発酵させ、水分を分解させる風通しのよい発酵槽にすると、臭いはあまり出ないと聞きましたが、その点はいかがでしょうか。

2つ目、国や、県からの改修費負担について、養父市はおおや堆肥センター設立には、農林水産省の環境保全、また、畜産確立事業として、国庫負担をお願いされたようで、それを参考に国や県に働きかけ、できるだけ早く改修に着手したらいかがでしょうか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

吉城コンポの改修について、1点目の臭気を抑えるための改修についてお答えいたします。市やJAなどが出資している株式会社吉城コンポは、平成8年の稼働から26年が経過し、施設、機械ともに老朽化が顕著に見られます。これまでは、部分的な修繕を重ねてきましたが、いよいよ本格的な改修が必要となる時期に来てしていると認識しております。

また、臭気については、平成23年度に市の補助事業を活用して、脱臭装置が設置されましたが、議員のご指摘のとおり、風向きや風の強さなどの気象条件によっては、古川町上町、幸栄町まで臭いが届くことがあり、たびたび厳しいご意見をちょうだいすることもあります。市としては、

この状況を改善すべく、吉城コンポと共同で堆肥発酵に必要な優良微生物株の開発や、臭気対策に向けての検討を既に進めているところです。

この研究にはみずほクリーンセンターの汚泥再生や、家畜排せつ物と生薬抽出残渣の堆肥化に関わっていただいた発酵に詳しい細菌学の専門家にも入っていただいております。来年度から本格的に始める研究成果を基に、その後の機械導入と施設改修についても引き続き検討していく計画としております。特に臭いに関しては、牛の排せつ物と、水分を多く含む植物性残渣を混ぜる過程で、臭気が発生してしまうことから、第一に水分を減らし、発生する臭いを抑えること、第二に発生した臭気が外部に漏れないような機械、または施設の改修をする必要があります。

議員の視察された養父市においては、近くでも臭いの出ない施設とのことですので、そのような先例地を参考にさせていただきながら、具体的な対策を進めてまいります。

続いて、改修に係る国県補助金の活用についてお答えします。今ほどお答えしたとおり、市では、今後数年間かけて、堆肥発酵及び臭気対策の研究並びにそれらに伴う施設改修機械導入を吉城コンポと共同で進めることとしておりますが、施設の改修や新たな機械の導入にあたっては、大きな投資が必要と考えています。吉城コンポ及び飛騨市を含む株主だけで、これらの費用を賄うとなると、それぞれの負担が非常に大きくなってしまふことから、国県の補助金、または支援を受けられるよう支援制度の調査を進めてまいりたいと考えています。

一方で、家畜糞尿処理施設の整備に係る国県の補助制度においては、新設または機能向上を伴う更新が要件とされており、修繕や建て替えに対する補助制度とはなっていないことから、これまでも度々岐阜県市長会等を通じて、老朽化による修繕または更新についても補助対象とされるよう要望をしてきたところです。いずれにしても、吉城コンポ、飛騨市及び株主だけで大規模改修の費用を負担することは現実的ではないため、国県の支援を受けられるよう、国県に対して引き続き要望していくとともに、制度活用の手法については、国県の実務レベルで連絡を密にし、事業を進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○10番（野村勝憲）

前向きな答弁ありがとうございました。私がちょっと耳にしましたのは、野村部長は確か農林水産省ご出身だということなので、ぜひその辺も生かして、県、もちろん国と交渉に当たっていただきたいと思います。

それで現在、御存じのように肥料代も高くなっており、金銭面で市内農家さんの皆さんの軽減を図るためにやはり堆肥化が私は必要だと思いますね。そうして、自給力を上げるということで、肥料の自給自足をやっぱり実現すべきと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

先ほどの籠山議員からのご質問にも共通するんですが、こういった肥料とか飼料、こういったものを地域内の有機性のものを活用して経済循環とともに、そういった資源の循環も図るということは大変重要であるというふうに考えております。

それで、数年前から具体的に地元産のそういった吉城コンポの高品質堆肥地域推進循環事業と

して、今のところは土地利用型農業者の方を中心に吉城コンポ堆肥の利用を一応推進するような支援策も作っております。令和5年度に向けても、それをさらに広げるような取り組みができないかどうか検討してまいります。

○10番（野村勝憲）

ご承知のように吉城コンポは建物は約30年近くなっていますね。工事は、ある意味では一部改修では駄目だと思います。したがって大改修となると思います。そうしますと当然費用も多額なものと思えます。

そこで、もし可能であればということなんですけれども、例えば堆肥の自給力アップと、よりよい堆肥を作るために、やっぱり広い面積が必要だと思います。それと同時に風通しも良く、豊富な水の量が必要になってきます。そういう場所に、この際移転をして新築を考えられたらいかがかなと思います、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

吉城コンポさんは畜産廃棄物の処理施設ということになります。今現在の場所に建設するにあたって、例えばそういった風向きであるとか、あるいは畜産農家からの距離とか様々なものを検討した結果、今のところに至ったのではないかなというふうに考えております。一番いいのは、確かに影響のないところに、例えば土地を造成して、そういったものを作るということも選択肢の1つとしてあるかと思いますが、やはりその土地の造成から、地元との調整ということから考えますと、相当課題が多いというふうに受けとめております。その上で、答弁にも申し上げましたように、まずは現在の課題を科学的な根拠からしっかり整理いたしまして、優良微生物を使ったり、あるいは抽出残渣の水分を抜いたり、そこから始めたいというふうに考えております。

○10番（野村勝憲）

冒頭のほうでも養父市のことをご紹介しましたけども、非常にその堆肥だけの問題ではないですけど、農業をテーマにした地域づくりというのは非常に進んでおりますので、ぜひ部長を含めて古川参事などと一緒に養父市へ視察していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今回、野村議員はじめ、数名の議員の方から養父市の資料もいただいたところです。国家戦略特区として農地法の規制を緩和して、民間企業を呼び込むなど、様々な取り組みであったり、そういったコンポストセンターを作って、有機性のものを循環するという取り組みをされているということです、養父市をぜひ視察させていただいて、ご担当者の方と有意義な意見交換をしてまいりたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

ありがとうございます。それでは、2点目のふるさと納税で畜産事業者の経営支援を。市は11月補正予算で、原油価格物価高騰緊急対策第3弾に畜産事業者27戸に安定的な経営支援として、

一戸当たり約128万円の支援金を計上。対象の畜産事業者は、和牛、乳用牛、地鶏の生産農家で、飛騨ブランドとして売り出すなどふるさとの産業発展に尽力され、長い間、税金を納められてこられた人たちです。

一方、飛騨市とは無縁だった猫の事業者1人に年間5,000万円で5年間で2億5,000万円のふるさと納税が投入され、猫の店の建物購入から改築及び運営費用まで5年間支援することに大きな矛盾を感じる1人です。最近ある新聞が、「酪農家崖っぷち」と大きく報道。新型コロナウイルス感染症、円安、物価高で畜産経営者は大変厳しい状況が続く、「商品を値上げしても、消費者の買い控えなどで、来年は酪農家の半分以上が潰れるのでは。」との記事にはショックを受けた1人です。飛騨市のふるさと納税返礼品の一番人気は飛騨牛です。もっとおいしい飛騨牛や乳製品、飛騨地鶏の生産量を増やし、市の主要産業の1つでもある畜産業に光を当て、市もバックアップするときです。例えば、ずっとおいしい飛騨牛や牛乳をキャッチコピーにして、飛騨市へのふるさと納税をお願いし、集まったお金を畜産事業者の経営支援に活用したらいかがでしょうか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

ふるさと納税による畜産事業者への経営支援についてお答えします。飛騨市のふるさと納税返礼品には、特産品として、飛騨牛、乳製品、飛騨地鶏といった、畜産関係の品物が多くラインナップされており、既においしい飛騨牛や牛乳として、重点的に取り上げているところです。

その結果、令和3年度の実績では、飛騨牛など、畜産関係の品を希望された方の寄附総額は、全体の46.8%となっており、非常に人気のある返礼品となっております。

一方で、現在の市内畜産農家の経営については、議員のご指摘のとおり、飼料、資材の高騰等の影響を受け大変厳しい状況となっており、今後もこの状況が続くとなれば、より一層、経営の厳しさが増し、地域畜産業の縮小減退につながる懸念があります。

このため、本年6月議会、及び11月臨時議会での補正予算により、急激かつ大幅な価格高騰が続く家畜飼料について、市独自の緊急的な支援を行ったところですが、これらの支援策はあくまで緊急対応的なものであり、これをもって、畜産農家の経営基盤が安定する状況にはないと認識しております。

今後は、耕畜連携による地元産飼料増産への環境整備や、耕作放棄地対策と合わせた里山放牧の推進など、中長期的な視点から、畜産経営の安定化に寄与できる対策を講じる必要があります。また、このような取り組みの財源をどうするかは、財政運営上の技術的な問題ですが、一時的な施策ではないだけに、できるだけ一般財源を当てつつ、ふるさと納税寄附金も併用していくよう、財政課とも協議してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○10番（野村勝憲）

ある専門新聞ですけれども、多分部長も読まれたかと思えますけれども、この肥料高ですね、この半年で約400戸の酪農家が経営悪化し、離農し、その動きは一段と加速していると報道されまし

た。これは確か12月5日の新聞ですけども、私は今回一般質問するに当たり、市内の7軒の畜産、酪農家を訪問してまいりました。それでいろいろなヒアリングをしてまいりました。聞いているときに、やっぱり来年以降、この地域の事業者27軒にも、全部回っていませんので、まだ全体は分かりませんが、悪い影響が出てくるというのを感じたところです。

国は、来年度の畜産、酪農家を対象に現在、対策を検討しているようですが、市も今後、現場の切実な状況を踏まえ展望が見える対策を示してもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

私も、農業関係の新聞ですが、拝見しました。本当に北海道を中心に酪農家が非常に厳しい状況にあるという記事でございました。籠山議員のご質問の中でありましたように、ちょうどNHKスペシャルの中で、こういったことも課題で出ておまして、農業の基本理念とか、あるいは施策を決めていく法律が1999年、平成11年だったかなと記憶しておりますが、農業基本法から食料農業農村基本法に変わったときのちょうど農林水産事務次官のコメントが出ていました。その中では、当時は国際秩序が守られるということを前提に輸入も含めて、農政が考えられた。

ところが、ご承知のように、今のようないまの状況になったわけです。とすれば、やはり、例えば地球環境ですとか、あるいは食料の問題ですとか、そういうことになってきますので、まずは国が、この辺りに抜本的に対応するような対策を取るべきとも考えますし、取っていただけると、期待しているところです。

一方で、我々の基礎自治体については、できることからしっかり構造を変えていくということが大事になるわけです。具体的には、1つは地域のそういった飼料、あるいは先ほどの肥料の自給率をどういうふうに、今ある地域資源をどういうふうに活用していくかということが大変重要になるかと思っておりますので、WCSとか、あるいはデントコーンなどの家畜用の飼料の自給率が少しでも上がるように、土地の利用、あるいは耕畜連携を進めてまいりたいというふうを考えております。

また一方で、日本は考えようによっては、非常に草資源が豊富な国でもありますので、耕作放棄地対策と併せて、里山放牧の検証も今年度に引き続き、来年度も進めて、家畜飼料の地域内自給率の向上に努めていきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

国県としっかり連携して進めていただきたいと思います。それでは、大きく3点目に入ります。入湯税と温浴施設の運営について。

総務省は、物価指数が前年比3.6%と、40年ぶりの高い上昇と発表。上昇は、14か月連続で食料品や電気代、ガス代などを中心として値上げの冬を迎え、一段と厳しい市民生活です。このコロナ禍の物価高騰は温浴施設の運営にも大きな打撃を与えています。そこで、私から3点質問します。

1つ目、入湯税と使用目的について。市の入湯税は、昭和63年6月、古川町税条例の一部を改正する条例で、目的税である入湯税を150円とする条例を定め、その後、平成16年、2町2村が合

併し飛騨市となったとき、入湯税の税率を見直すことなく今日に至っております。

一方、同じ年に3町4村が合併した郡上市は、平成16年3月1日に、目的税である入湯税の税率を宿泊は100円、日帰り50円に改正し、飛騨市は平成16年の合併時も含め、今日まで入湯税を見直すなどの議論はなかったのでしょうか。

指定管理施設のゆうわ〜くはうすと、市直営の割石温泉について市は入湯税を徴収していないようですが、その理由を示してください。また、観光を主要産業としている県内の自治体には、主に観光振興を目的として使われております。飛騨市の年間約1,000万円の入湯税は過去5年間どのように使われたか示してください。

2つ目、入湯税の税率と改正について。民間の事業者と書いてありますけど、これはもう了解を得ましたので、名前を出しますけど、たんぼの湯さんから深刻な相談を受け、市の担当課にはその内容は伝えてあり、部長も当然ご承知のことと思います。

私は早速東海地区、11自治体の宿泊客、日帰り客の入湯税を調べてきました。皆さんのところに入っていますけども、添付の資料のように現在まで150円の入湯税を徴収している自治体は、中津川市、高山市、飛騨市の3市で、ここで最も注目すべきことは、日帰り客の入湯税です。日帰り客の入湯税0円は、恵那市と名古屋市、50円が多治見市、土岐市、瑞浪市、関市、郡上市の5市、100円が本巣市、下呂市の2市です。たんぼの湯さんは、昭和63年7月から34年間以上、人口減少などで利用客が減っていく中でも、150円の入湯税を古川町時代から納められ、今も、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の中、懸命に頑張っておられます。このように大変厳しい状況にある民間事業者の税負担を少しでも軽減する対策は求められます。

そこで私は、来年度、令和5年4月1日より入湯税150円を宿泊客100円、日帰り客50円とする改正を提案します。いかがでしょうか。

3つ目、生活応援湯ったりフリーパスと70歳以上の入浴料金についてです。現在、市は、原油高物価高騰緊急対策として、おんり〜湯、割石温泉、Mプラザ、すば〜ふる、ゆうわ〜くはうすの指定管理施設と民間のたんぼの湯を利用される70歳以上の高齢者を対象に、来年3月31日まで無料の共通手形を発行し、おおむね好評で、来年以降も続けて欲しいという声を聞いております。

一方、高山市では、コロナ物価高の影響を受け、やむなく入浴料金を600円から700円に値上がりした温浴施設もあります。しかし、人口減少と高齢化が一段と加速している飛騨市では、温浴施設が多いだけに、私は値上げは困難だと思います。最近、家風呂よりも、外風呂のほうがのんびりゆったりしてよいとの声を多く耳にします。

そこで、6施設の利用客を維持拡大するために、来年4月から1年間、70歳以上の高齢者を対象に入浴料金の半分は自己負担、残りの半分は、市の補助で生活応援湯ったりキャンペーンを続けたらいかがでしょうか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、ご質問の1点目、入湯税の見直し議論と使途について答弁させていただきます。最初に、飛騨市における入湯税の現在に至る経緯でございますが、町村合併以前の旧古川町、宮川

村、神岡町ともに、標準税率の150円で、合併調整を経て、合併後も現行の1人1日150円とされました。そういった中、本年4月、一部の市民から入湯税のお問い合わせをいただき、議論を進めてきたところでございます。

次に、市有施設であるゆうわ〜くはうすと割石温泉から入湯税を徴収していない理由でございしますが、まず、入湯税は鉱泉浴場、つまり温泉の入湯に課税されるものであり、ゆうわ〜くはうすは温度や水質などによって定められる温泉法に該当しないことから、入湯税の対象にはなりません。

次に、割石温泉ですが、飛騨市税条例の課税免除規定において、地域住民の福祉の向上を図るため、市が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯者と定められています。そのため、同温泉は、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例において、老人福祉法の規定による老人福祉センターと位置付けられていることから、課税免除となるものでございます。

次に、過去5年間の入湯税の充当についてですが、入湯税の全額を観光振興経費に充てており、過去5年間の具体的な充当額でございしますが、令和3年度で1,026万6,000円、令和2年度、1,006万円、令和元年度、1,475万2,000円、平成30年度、1,635万9,000円、平成29年度、1,714万5,000円で、5年間の合計は6,858万2,000円となります。

次に、2点目の入湯税の税率改正についてご答弁させていただきます。昨日の上ヶ吹委員への答弁内容と重複する内容もありますが、ご了承願います。入湯税は地方税法により、入湯客1人1日について、150円を標準とし、その性質は消費税や酒税、たばこ税等と同様に、利用者に応分の負担を求める趣旨となります。なお、県内の状況でございしますが、県内20自治体中、宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行わず、同率の税率としている自治体が9自治体、宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行い、異なった税率としている自治体は11自治体でした。また、税率は議員のご指摘のとおり、入湯客1人1日について、150円、100円、50円、課税免除と一律ではなく、観光振興や地域経済活性化の目的、周辺地域の入湯施設価格状況を踏まえ、それぞれの自治体が独自の判断により設定しているところでございます。以上を踏まえ、飛騨市としましては、現行の税率を継続するものとしませんが、一方で、現在の物価高騰対策などの実証を踏まえ、利用料金と入湯税のバランスなども考慮し、今後も検討を重ねてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは3点目の70歳以上の高齢者に対する負担軽減についてお答えをいたします。9月補正予算にて議決を賜りました市内6か所の温浴施設に無料で入浴できるフリーパス券は、飛騨市原油価格物価高騰緊急対策第2弾として、70歳以上の市民を対象に、10月11日から3月31日までの期間限定にて交付をしています。直近の11月の利用状況では、すば〜ふる、Mプラザ、ゆうわ〜くはうす、割石温泉の4施設で、このフリーパス券の利用者比率が50%を超えており、特にすば〜ふる、Mプラザでは、コロナ禍前と同水準まで利用者が増えるなど、日ごとに寒さを感じる昨

今、大変好評を得ていることは承知しております。

現時点において、本事業は、燃料高騰の中で、年金生活者が多い高齢者の生活を支援する目的で、令和4年度限りの緊急対策として、地方創生臨時交付金を活用して実施する予定としており、議員ご提案の入浴料金の半分を市の補助でという施策につきましては、今後の原油価格物価高騰の状況や、高齢者の生活状況、温浴施設の利用状況などを踏まえ、財源をどのように確保するかを見極め、慎重に検討してまいりたいと存じます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○10番（野村勝憲）

入湯税が、目的として使われたということで、谷尻部長は全額5年間、観光振興に使われたと言われましたけども、私が調べたところ、去年は除雪費用に充てられていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

入湯税は目的税でございまして、過去5年間全額観光施設等に充てております。

○10番（野村勝憲）

ちょっと具体的に名前を申し上げますけど、すば〜ふるは平成にオープンしているんですけども、平成時代に非常にぎわいを見せたということで、宴会も多くあって、例えば1日1,000人を超えていたと。そういう非常に人気の施設だったということを目にしていますけども、湯之下副市長は、黒内で近くにいらっしゃるわけですけども、現在、どのくらいの入浴者数なんでしょうか。利用者数なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

すみません、ちょっと私はここで数字を把握しておりませんので、状況としては非常に減っているという認識はしています。

○10番（野村勝憲）

私、直接あそこも利用していますので、聞きましたけども、大体现在、さっきのフリーパスのお客さんも入れて、1日200人ぐらい。ということは、5分の1に減っているわけですね。ですから、そういうことを考えた場合、部長にお聞きしますけども、やはり150円というのは、やっぱり大きな痛手ではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

確かにピーク時に比べれば5分の1ということになっているかと思えます。昨日の答弁でも少しありましたが、基本的にやはり、入湯者というか、来る方の満足度を上げることによって、それがリピーターとして増えていく。増えることが結果的にはそういった事業者の売り上げにつながるというようなこのサイクルを作ることが大切なことを思っています。そういった中で、今ほど議員からのご提案がありました、やはり入湯税を下げるというのも1つのご提案かと

思います。

一方で、昨日も少し述べましたけども、やはりそういった今の入浴券を利用させていただくやり方であるとか、あと、各施設が、今、すば～ふるであるなら、薬草風呂というようなこともありますし、当然夏になれば合宿というようなこともあります。ほかの施設も、宮川ですと、鮎であつたりとかオートキャンプ、Mプラザであるならスキーであるとかキャンプであるとかいうことで、そういったその施設そのものの魅力を上げることも、この大切なことかなということを思います。

ですので、いわゆる税金を下げるというその1点というわけでもなくという、そこにフィーチャーするわけではなく、全てのことを包括で考えて、何とかそういった利用客の増加といったところにつなげていきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

現在、生活応援湯ったりフリーパスですか、これを提供されているのは確か6温浴施設ですよ。その中で、入湯料金が一番安いところはどこなんですか。利用するのに500円とか600円といういろいろあると思います。一番安いところはどこでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

割石温泉になります。

○10番（野村勝憲）

割石温泉が表向きは420円で一番安いんです。しかし、そこは入湯税は150円を払わなくていいわけですね。そうすると、プラスすると570円なんですね。実際に一番安いのは民間のたんぼの湯さんなんですよ。あちらは500円なんです。500円で、3割の入湯税を払う、150円ということは350円でやっていらっしゃるわけです。350円。こういうときに350円で、例えばたんぼの湯さんはかつては午前11時から午後9時まで営業されていまして。月曜日休み。しかし今は、やっぱり人口減少と利用客の減少によって、実は午後3時から午後7時までの4時間営業なんですね。それでも我慢してやっていらっしゃるわけですね。そういうことに対して谷尻部長はどのような見解をお持ちですか。本当に厳しい状況なんですけども。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど野村議員から話があったとおり、うちの税務課のほうにいらっしゃって、早速、うちの職員がたんぼの湯さんに伺って、いろいろなその状況とか、誤解があったものにつきましては、誤解を解いてきたというようなことをさせていただいたところがございます。そういった中で、今ほどのお話があったとおり、非常に厳しい状況ということは、たんぼの湯さんのみだけでなく、ほかの施設も全て同じかと思えます。

そういった中で、昨日も少しお話させていただきましたけども、11月現在でございましたけども、たんぼの湯さんは3年ほど前と比べて、今回のチケットのこともあるんですけども、非常に多くの方に来ていただいております。そういった方で、先ほど、私、少しお話をしましたけど、

やはりお客様を増やすことによって、どれだけでも集客量を上げて、そういった事業者さんの集客、売り上げにつなげていければいいかなということをおっしゃっているところでは。

○10番（野村勝憲）

今のキャンペーンの前は、ざっくりばらんに言いますけども、1日10人以内だったんです。数のことは、私、ヒアリングしています。大変なことなんです。そうでしょう。仮に10人としても、3,500円でやってかなければいけないでしょう。入湯税があるわけでしょう。それではとても運営できませんよ、1日に10人も来ていません。そういうことは把握されていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

たんぼの湯さん、入湯税のほうを申告されておりますので、人数については把握しているところでは。

○10番（野村勝憲）

お年寄りお二人でやっていらっしゃるわけですね。必死でね。それは歴史あるたんぼの湯を守りたいという、赤字でもやるんだという覚悟を示されているわけですね。それでは、たんぼの湯さんはかつては鉱泉で、お湯の色は茶褐色だったんです。

しかし、周辺にいろいろな建物ができました。例えば、駅裏でもそうだし、ここでもそうだし、大きな建物が建っていますね。それによって、現在、鉱泉の泉質が落ちてきているわけですよ。だから今は低鉱泉になっている。私は実際に入っていて分かりますから。昔もよく利用させていただいたので、色は全然違ってきます。今、品質の表示は低鉱泉になっています。水に近いということですよ、低鉱泉ということになってくると。

例えば先ほど説明がありましたけども、割石温泉、これは老人福祉が目的となっています。しかし、たんぼの湯さんはレギュラーで来られるお客さんはほとんどお年寄りばかりです。若い人は少ない。来られるのは、例えばスポーツ合宿があって、あちらで泊まれる、そういう人たちは若い人は見られますけども、それは夏に限ります。

しかし今年、去年も新型コロナウイルス感染症で少なかったです。そういうことを考えた場合、やっぱり今の現状を把握して、割石温泉と比較して、同じような泉質なんですよ。だから、私は入湯税は0円にすべきだと思いますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

泉質につきましては今ほど、私も初めて聞いたところでございますので、一度ちょっと調査させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても、今、民間事業者が本当に疲弊しているわけですね。これはたんぼの湯さんだけではないです。いろいろなところ、例えば年内で飲食業界も辞めたいというところを耳にしています。何軒かあります。だからこういう状況の中なので、現場をしっかりと把握して、現場の民間の弱い人たちに寄り添ったちゃんとした政策を打っていただきたいと思います。

それでは、もう時間もあれですから、最後の飛騨高山大学と地域活性化についてです。この春、定員割れした私立大学の約半分の284校で、過去最多となり、ますます定員割れの大学は増え続け、大学経営は厳しく、冬の時代に突入。

そうした中、国立大学では、名古屋大学と岐阜大学を運営する東海国立大学校の誕生や、また最近ですけれども、東京工業大学と東京医科歯科大学が統合し、新たな大学設立案が発表され、歴史ある名門大学も受験者の確保に必死です。9月には岐阜大学、私立の中部学院大学と岐阜女子短期大学が連携を発表し、その3大学が中核となり、産官学と金融機関が地域課題解決に取り組む実践フィールドとして、地域ラボ、高山市、ほかにも作りますけれども、開設を予定するなど、飛騨地域の人材育成と地域活性化が期待されます。

私は、この10月に関市の中部学院大学を始め、県内3校、あるいは名古屋市内の3校の私立大学を視察し、得た知見などを参考に、3点質問します。1つ目、1年半後、開学予定のC o I Uについて。2024年4月開学予定の飛騨高山大学の設立基金の内部では、この10月、文部科学省の大学設置認可の申請の大事なときに、都竹市長は4月に大学の評議員を辞任。さらに、この6月、大学の事務局長、ほかから入られたんですけど、それと事務局職員が辞められるなど、本当にどうなっているんだろうという声や、市民から非常に悪評だった、これは市と連携しているということをやっていたんですけども、そのアンケート調査の結果、慶応大学は絡んでいるようですけども、その結果報告がまだ出ていません。

また、市は大学本体の着工工事は本来なら春からと言われたんですけど、それが夏頃からと延びておりますが、まだ現在着工されていません。現在の計画で、最大4学年になったら、定員が120名ですから、それで、480名、500名弱の生徒になるんですけど、あのスペースで駐車場確保できるのでしょうか、市の見解を示してください。

最近、新聞報道で、改革目標が2年延期と知り、市からの説明は、私どもは聞いておりません。当初、我々議員は、宮城町での大学設置計画は市長から聞いているわけですね。当然市は、2年延期した理由と今後の見通しを示すべきです。いかがでしょうか。

2つ目、市の企画部大学設置支援室について。既に市が企画部に大学設置施設を設け、2年8か月以上が経過しています。これまでに民間事業の飛騨高山大学設立基金に対して、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附など、積極的に市のホームページでも呼びかけられています。11月30日現在、市に寄せられた金額と、約3年間の大学設置支援室の具体的な仕事内容を時系列で示してください。文部科学省の認可申請が延長された現状を踏まえ、大学設置支援室は、私は今年度で区切りをつけるタイミングだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市の地域経済活性化についてです。中部学院大学、訪問したところなんですけれども、中京学院大学、高山短期大学、これは自動車短期大学ですけども、広大な土地で、駐車場は大変余裕があり、また、一方、名古屋の中心、栄から徒歩約10分のところに名古屋造形大学、愛知学院大学、名古屋学大学は全く隣同士なんです。隣同士で地下鉄の名城公園駅からたった2分以内で、それぞれのキャンパスに入れるわけです。駐車場はもちろんほとんどなく、受験生確保のための、これはまさに都心回帰なんです。全部回りましたから、愛知学院大学には名古屋造形大学のパンフレットが置いてあるんです。それには驚きました。

また、名古屋造形大学は、この春、小牧市から全面移転したんです。その結果、受験生が増え

たということは、都心回帰の成果が出たということです。こういう時代に、今、学生は流れているんですね。

そこで提案です。飛騨高山大学も、C o I Uですか。県内の広大な別の大学を私は全部見ました。ほかでも、今まで幾つか回っていますから、余裕があります。それを利活用して、共創学部という名前を使っているわけですから、共創を図って、ここで計画されるのは70億円、設立資金が要ることなんですけども、むしろそういうところと同居して、それで、共存共有を図ったほうが、私は開学の可能性は高くなると思います。それで、大学の民民でやるように、アドバイスをされたらいかがでしょうか。

これまで13大学を訪問してきましたけども、大学設置されていても、その地域経済の活性化に貢献していないと感じました。

市の市民憲章には、夢と生きがいの持てる希望に満ちたまちづくりと述べております。市民が一番求めているのは若者が働ける場所が確保できる市の地域経済活性化策です。最近、西濃の海津市は、さいたま市の自動車部品メーカー、シーテックの新工場建設で協定を結び、地元雇用の拡大を図ると発表しました。また、東濃地区の自治体は、データセンター地方分散を機に、企業誘致など、地域活性化策に積極的です。飛騨市も10年、20年先のグランドデザインを受け、希望に満ちた町をつくるために、データセンターをはじめ、研究機関や企業誘致に力を入れるときだと思いたしますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

正午を過ぎようとしていますけれども、このまま野村議員の質問を続けます。答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

3点ご質問いただいております。私のほうからは1点目、2点目、3点目の一部につきましてご答弁を申し上げます。まず、アンケート調査の結果報告についてでございますが、現在、委託先の事業者による集計の段階と伺っております。この研究実施期間は、分析や追跡調査等を含め2027年3月31日までを予定されておりますが、概要がまとめ次第、市にご報告いただくこととなっておりますので、その際には、どのように広報されるかを伺い、市民の皆様にも内容が伝わるようにしていきたいというふうに考えております。

次に、大学運営に関する事項は、飛騨市に立地が決まった当初と異なり、法人組織も明確となり、具体化が進んでおりますので、あくまでも、大学設立基金から説明されるべきものであると考えております。したがって、開学目標の延期理由を含め、市はお答えする立場にはございませんが、聞き及んでいる範囲内でお答えをいたします。まず、大学本体の着工時期についてですが、認可申請の延伸に合わせ、令和6年の夏頃を目途とされており、既に設立基金から地元区ですとか、商工団体等へ直接説明されていると伺っております。

次に、開学目標の延期の理由につきましては、昨日、葛谷議員からのご質問にお答えしましたとおり、法改正の影響を考慮されたということです。大学局員等の退職ですとか、駐車スペース、また大学の今後の見通しにつきましては市がお答えする立場ではございません。

次に2点目のふるさと納税額と大学設置支援室の業務についてお答えいたします。11月30日現在の市に寄せられた、ふるさと納税企業版ふるさと納税の額についてお答えいたします。ふるさ

と納税は3,077万1,000円です。企業版ふるさと納税は1億6,620万円です。

次に、大学設置支援室の仕事内容についてお答えいたします。大学設置支援室は昨年の12月定例会においてお答えしておりますとおり、大学設置に関する様々な調整業務を担当するために、企画部、総合政策課を中心に関連する担当職員の職責を明確化し、全員兼務の組織として設置をしているもので、専任の職員はおりません。具体的な業務は、地域との協力連携が必要な事項、例えば、周辺道路の整備や、中学高校のカリキュラム連携、地域の企業や団体との連携などについて、一般社団法人飛騨高山大学設立基金との毎月の定例会を通じて調整を行っております。大学設置に向けた様々な調整業務は、大学設立が具体化になるほどさらに増えてくるものと思われまますし、それを担当する職員の職責を明確にする必要がより高まりますので、今後も大学設置支援室は維持していく方針でございます。

続いて3点目の計画の見直しと企業誘致について私のほうからは計画の見直しについてお答えいたします。別大学キャンパスの利活用についてお答えいたしますが、これまでも再三申し上げておりますとおり、大学設立基金がお考えになることであって、当然ながら市が、意見を述べる立場にはございませんのでご理解をお願いいたします。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは私からは、企業誘致についての市の考え方についてお答えいたします。従来の企業誘致は、地元雇用を増やすために、工場誘致をするというスタイルが定石でした。

ところが、高山市を含めた飛騨地域においては、絶対的な人材不足に陥っており、用地の不足や交通の便など、地理的な不利も相まって、企業誘致が困難な状況にあります。その意味では、交通の要所にあり、人口集積がある県南部のように、人口の流動性も高く、人材確保ができる地域と、飛騨地域の企業誘致のあり方は、おのずから異なるものと考えております。その上で、当初の企業誘致の目的となるのは、若い人が働きたいと思う場所を設けるということです。

その点につきましては、試行錯誤を重ねてきたところですが、企業誘致ではなく、企業創出、具体的に申し上げます、市が行ってきた事業をアウトソーシングすることで、企業を創出する取り組みが功を奏した事例が出てきております。例えば、当市のふるさと納税の業務を受託することをきっかけに、古川町内で起業されたヒダカラは飛騨市だけでなく、高山市や白川村のふるさと納税の業務を受注して成長し、その経験を踏まえて、地域商社としても発展しており、創業3年目で、20代から30代の女性を中心に、約20名を雇用する会社となっております。ほかにも、飛騨市学園構想や、飛騨市民カレッジなど、教育分野のパートナーであるEdo、まちづくり支援のオフィスぼんぼり、広葉樹の森林資源活用に取り組む飛騨の森でクマは踊る、ドローンの普及活動を行うドローンコンシェルジュなどが立ち上がっておりますが、これらはいずれも飛騨地域には数少なかった若者が働きたいと思う企業であり、それぞれが雇用を生み出しております。現在、市の業務のアウトソーシングを進めているのも、同様の企業の創出につながる意図を含めてのことであり、今後もこうした手法をさらに強化していきたいと考えております。

〔商工観光部 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

データセンターを期待していたんですけど、今回は述べられなかったんですけども、私はこの地域の経済活性化の切り札はデータセンターの誘致だと思います。経済産業省が全国の自治体に募集し手を挙げた約200近くの自治体の中から、6月の一次で5自治体、9月の二次で全部で10の自治体が国から調査員がついているんですね。幸い、隣接する長野県、富山県、石川県、福井県の自治体は入っておりません。また、調査費がついた充当設備費が別についている実際2つの12自治体のデータセンター設置案は、全て地上です。神岡町での地底空間での活用のデータセンターは耐震、あるいはテロから全国から注目されています現在民間で情報交換し、実現に向けて活動しておりますが、森田部長は、船坂市長時代にデータセンター誘致にスタッフとして関わられたと聞いていますが、経験を踏まえて、どのような考えをお持ちでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

直接の所管ではございませんけれども、一部携わっている部分もございますのでご答弁いたします。議員のご指摘のとおり確かに利点もございます。その抗内を利活用するというについては事業者さんについても前向きにおられます。電力の部分につきましても水力発電を用いると、グリーン電力を用いるということも可能でございますので、普通の電力会社さん2系統が取れるといったことも利点かなと考えております。

一方でちょっと脆弱なのがやっぱりネットワークというか、大容量の通信網のところ、非常に脆弱でございまして、今政府のほうで、議員もご承知かと思っておりますけれども日本海に、大規模な海底ケーブルを敷設するという計画もございまして。一部事業者さんとお話をしていまして、ちょっとそういった動向も踏まえながら、確かに利点もあるので、そういったタイミングも来るかもしれないということもお話をいただいておりますのでそういったタイミングも捉えながら、しっかり取り組むべきところに来ましたら取り組んでいきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

データセンターには、私なりに力を入れていますのでまたいろいろ情報も共有して進めてまいりたいと思っております。

大学について1点だけ、私は文部科学省にちょっと電話したんですよ。そうしましたら、法改正で見送ったと。要するに延ばすということなんでしょうけども、実は10月1日、設置の改正はされているんですね。今年は、認可を申し込んだ大学は5校あるようです。去年も5校あったということで、そういう意味では法改正とか設置基準が変わったということはあまり関係ないなどいうのを感じたんですね。したがって、例えば昨年、認可されたところでも認可できなかった大学、私はこれから、延びれば延びるほど、文部科学省の難易度が高くなると思っております。その辺はどのような見解をお持ちでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的に大学側の考え方でございますので私のほうから述べることではないのかもしれませんが、昨日葛谷議員さんからの一般質問にもお答えしましたとおり、私立学校法の改正の中で、ガバナンスの部分のところはまだ決まってない部分がございます。そういったところも見極めながら、判断されるのだろうなというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

ぜひ森田部長は経験を生かして、データセンターに力を入れていただいて、期待していますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

◎議長（澤史朗）

以上で、10番、野村議員の一般質問を終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時15分といたします。

（ 休憩 午後12時12分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回、大きい項目で4つありますので順番にさせていただきます。

まず1点目ですが、広葉樹の整備ということでお伺いいたします。今、森林施業集約化により、飛騨市内各地で団地化が進んでおります。全国的に毎年集中豪雨が発生しており、大雨による土砂崩れなど、山地災害の防止の観点からも、木を切って販売していただくだけではなく、適切な森林整備を行い、災害に強い森づくりを積極的に進めていく必要があります。そこで2点質問いたします。

1点目、森林経営計画団地における間伐の実施率です。この森林経営計画団地をつくるには、様々な要件があります。人工林が少ない飛騨市では、森林経営計画団地内での総面積に対する針葉樹の間伐事業実施割合、これはどれくらいなのでしょう。

2点目です。広葉樹林における施業の推進です。森林経営計画団地内には広葉樹も多くあるはずですが。人口林率から考えますと、広葉樹のほうが多くなると思われれます。針葉樹の間伐事業を行うには、作業路が開設されます。

多分ですが、広葉樹の中も通過する作業路の剪定になると思います。その際、広葉樹の間伐などの事業も行われるのが、山にとっては大切なことだと考えています。広葉樹は木を切っても儲

からないと言って手をつけないのでは、森林経営計画団地に同意した土地所有者の中で、ちょっと納得できない方もいらっしゃると思います。広葉樹のまちづくりを行っている飛騨市であれば、広葉樹の事業も推進していくのが普通だと思います。森林環境譲与税を活用し、広葉樹の事業にも目を向ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

広葉樹の整備について、1点目の森林経営計画団地内における間伐の実施率及び、2点目の広葉樹林における施業の推進については、相互に関連しておりますので、まとめて答弁させていただきます。

市では、森林資源の生産や森林の荒廃防止など、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、針葉樹人工林の間伐等について、国県の補助に加えて、市独自に上乘せ補助することで、積極的に森林整備を進めているところです。森林経営計画は、飛騨市森林組合などの林業事業体が、一体的なまとまりを持った森林を対象として、森林の生業について立てる5年間の計画で、現在、市が認定している森林経営計画は15団地、総面積2,587ヘクタールとなっています。そのうち、間伐計画面積は557ヘクタールであり、その割合は21.5%にとどまっています。

これは、議員のご指摘のとおり、森林経営計画団地内には多くの広葉樹天然林があるものの、その施業を行うことが困難となっている状況にあるからです。市では、広葉樹天然林の施業を進めたいと考えていますが、整備を進めるにあたり、大きく2つの課題を解決しなければなりません。

1つ目の課題は、岐阜県は針葉樹人口林の整備を優先的に進める方針を取っているため、広葉樹天然林の整備については、国及び県の補助対象とならず、経営上の採算が取れない現状にあります。このため、市では本年度、森林環境譲与税を活用し、森林経営計画団地内の広葉樹天然林施業に対して、市独自の補助制度を創設いたしました。

2つ目の課題は、天然林施業における具体的な手法が確立しておらず、伐採後の天然更新を促す施業方法などに課題があることです。その対応として、専門家の助言をいただきながら、本年10月に飛騨市広葉樹天然林施業に関する基本方針を策定し、広葉樹天然林施業に向けたスタート地点に立ったところです。今後は、森林経営計画団地内における針葉樹人工林と合わせて、採算性が期待できる広葉樹天然も対象とした森林整備に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。そうですね、確かに国県から来る補助金で森林の事業を行うんですけども、県に財政余裕がないということで、広葉樹のほう、補助金が出なくなって、もうかなりの年数になります。それで今、市のほうで、今年から市単で森林環境譲与税を使って制度を作ったということですが、すみません、ちょっと内容を覚えていないので、これはどれぐらいの補助率とか金額とかあったのか教えていただきたいんですが。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今年度の事業費は1,000万円を計上させていただいております。それで、補助率については68%と今はしております。これは、国とか県の補助率を参考にしたということです。

○9番（前川文博）

それと2点目のほうで、今、専門家を交えて、基本方針ということのスタート地点だったんですけども、確かに広葉樹、俗に広葉樹改良ですね、間伐ですと、そのやり方というのが非常に今までも不透明であって、本来なら大きいものを切って下層を伸ばしていくとかあるんですけども、下刈りみたいな感じで小さいのを切ったということがありました。この辺はスタート地点なんですけど、どのようなところを切っていくとかの方針というのは出ておりますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

前川議員のご指摘のとおり、なかなかその広葉樹天然林の施業に関する基準というのが、国とかにないものですから、そこに専門家に入っていただいて策定したというところでございます。これは結局、ほとんどそういった育成に関わる場所、要は更新にかかる場所、やっぱりご指摘のとおり、施業して、そこが例えば山が崩れたり、そういったふうになっては絶対よくないので、例えば更新に向けて、一定の範囲の中に育成というか、また新たに更新される母樹がどういった距離にあたり、どの程度の樹齢の木か、この辺りを決めたところです。こういったものがなかったの、今まではやっぱりほぼ皆伐に近い状態でチップになっていたところが、このあたりを解決するためにこういった指針をつくらせていただきました。

○9番（前川文博）

分かりました。最後にもう1つなんですけど、先ほど補助率が68%ということで広葉樹のほうを出すということだったんですけども、これは普通の針葉樹の間伐も、国県で言うと68%の補助率で、それプラス市のほうで上乗せということで、ほぼほぼ持ち出しゼロというような補助で行っているんですけど、これは同等になるよう持っていかとかそういった考えはありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

人口林については広域的な観点から、森林保全を積極的に進めるということで、補助残について、市のほうで補完したという制度を取っております。まず、広葉樹林につきましては全く今スタート地点に立ったばかりです。まずそのチップにする以外に用材に使えたりだとか、そのあたりをどう択伐するかとか、このあたりも課題になって、採算性について検証していくところではありますが、現在のところはその68%で補助をさせていただいて状況を検証してまいりたいと考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。針葉樹の利用間伐と広葉樹の切り捨てということで、今その違いがあるので

仕方ないと思いますけども、また広葉樹の活用ということで、そちらも考えていただいて、もう少し率を上げていただいて山元返せるように考えていただきたいと思います。

それでは、2点目のほうに入ります。消雪装置ということでお伺いたします。令和4年、今年ですけども、神岡市街地における消雪設備の概略設計が行われました。そこで次の2点について質問いたします。

1番目ですが、新規に設置できる見込みについてです。概略設計を行ったことにより、3つの井戸でどれぐらいの水量が見込め、新規の設置可能な延長、これはどれぐらい見込めるようになったのでしょうか。また、全ての道路に設置するほどの水量はないと思われそうですが、どのような基準で設置路線を決めていくのか、お伺いたします。

2点目です。今後の事業展開ということですが、令和5年から本格的に事業が進んでいくと思われそうですが、今後の工事予定について地域の方は早くできないかなということでは仕方がなく、待っていらっしやいました。昨日もそんな話が出ました。どのようなスケジュールで進めていくのか、最終的に何年度ぐらいまでに設置完了という目標なのか、その予定をお伺いたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、消雪装置のご質問の1点目、新規設置の見込みについてお答えいたします。令和4年度は、船津地区の既存の井戸3か所における用水調査を基に試算した結果、整備可能延長は最大で2キロメートルとなりました。この検討結果については、これまでもご説明したとおり、地区内の未整備路線全てを整備できる延長ではなく、必要性の高い箇所を選定して整備することとなります。選定方法につきましては、地区要望のある路線の中から、道路幅員や機械除雪の効率性等を勘案しながら、地元区で合意形成を図っていただき、路線選定を行っていただきたいと思いますと考えております。

次に2点目の今後の事業展開についてお答えいたします。要望箇所の取りまとめがおおむね整っている川西地区において、今年11月に役員説明会を実施しており、令和5年度の実設計、詳細設計に向け、今後さらに検討を進めてまいります。工事につきましては、詳細設計後の令和6年度に着手できるよう、予算確保に努めてまいります。

今回の整備は、既存施設を利用して行うことから、配管系統や機器の規模等を見直し、詳細設計に反映させる必要があり、現時点では、事業費を算定することが困難であるため、事業実施のスケジュールについては、お示しすることはできません。なお、船津中央地区につきましては、各行政区において、要望内容がまとまり次第、地元説明会等を行い、路線選定を進めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

水の調査で2,000メートルですか。これは3つの井戸で全部ですので、それぞれの井戸の量があると思いますけども、それで地区要望が出ているところの中で地元での合意形成という話でした。川西区のほうの場合は全体的に自治会があってそちらのほうへお任せすればと思うんですけど

も、船津中央のほうは自治会がいくつか分かれておりますし、多分要望も今はまだ少ない状況だと思うんですけども、この辺はどのように話を持っていこうというか、その辺の計画は何かありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

中央地区につきましては、行政区がまだ設立されていない地区もございますので、そういったところは、各町内会の意見を集約しながらということになろうかと思えます。いずれにしましても中央区という全体の中で、複数の行政区がありますので、それらの行政区が平等に検討して平等なサービスが保たれるように配慮してまいりたいと思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。中央のほうは、ちょっと数が多いですのでその辺をしっかりとめていただいて、やっていただきたいと思えます。令和6年からスタートできるようにということでしたので、しっかり予算を確保していただいて、川西地区5年、中央地区5年ぐらいで、遅くてもできるようになるとありがたいかなと思えますので、ぜひ予算確保をお願いしたいと思えます。

それでは3点目の質問に入ります。農業研修生の住環境についてということで伺います。トマト研修生など飛騨市にも、農業関連の研修生が数名います。今後も受け入れを続けていくには、受入体制も重要となっていくと思えます。研修後は、新規就農者として迎えるにあたり、住宅や環境について3点質問いたします。

1点目、研修生の住宅環境です。研修生や新規就農など、農業で移住する方に必ずついて回るのが住宅の確保です。住宅、買い物などの環境が、移住者にとっては重要になります。ほかの市ですけども、市の有する教員住宅を月額3,000円程度で、研修期間中は貸し出すなどの対応をしているところもあります。飛騨市はどのような対応をして研修生の定住化を図っているのでしょうか。また、新規就農者への住宅支援はどのように行われているのか伺います。

2点目です。研修終了後の定着率です。研修終了後に、全ての方が飛騨市で就農するとは限りません。飛騨市で就農したなど、これまでの定着率がどれくらいなのか伺います。

3点目、物価高騰に対する支援です。新規就農者に対する補助制度はメニューが多くあります。しかし150万円出る補助金が当初5年間出るはずだったものが、3年に短縮されたりなど、補助内容の改正も多いです。その代替りのメニューも出てきておりますが、非常に数も多く、複雑で分かりにくいのが現状です。

補助制度は単年度限りの予算で、翌年に繰り越すこともできません。雪深い飛騨市では、交付決定から補助事業を行うには、雪の中なんてことも発生しかねません。また、最近の物価高騰で、ハウスの資材なども高騰しています。新規就農者は、手持ち資金も乏しいと思えます。最初につまずくと、なかなか定着しない可能性もあります。物価高騰に対する支援策は何か考えているのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の農業研修生の住宅環境についてお答えいたします。現在、市が行う農業研修生に対する住宅環境支援は、市単独事業により、農業研修生住居費助成事業補助金を設け、賃貸住宅家賃の2分の1、上限月4万円で研修期間の最大2年間を支援しています。対象者は、飛騨地域トマト研修所研修生のほか、市内農家での研修生や飛騨キャトルステーションの研修生も支援対象としております。

研修生は移住の方が多く、ご夫婦での研修もあり、また、昨今はライフスタイルも様々であるため、そのニーズに対応できるよう賃貸住宅家賃補助という形で支援を行っているところです。

一方で、現在の家賃補助は、農業研修生のみを対象とすることから、令和5年度予算編成において、新規就農者への住宅支援の拡充を検討しているところです。

2点目の研修終了後の市内就農の定着率についてお答えします。飛騨地域トマト研修所が開設された平成27年度から、令和2年度までの6年間では、トマト研修所や農家にて研修を修了された方が12名いらっしゃいます。そのうち、10名の方が移住者であります。12名全ての方が市内にて就農されています。また、今年度に研修終了となる2名の方も、市内にて就農される予定です。

市内での就農率が高い要因としましては、土地勘のない移住者が自ら就農地を探すことは難しいことから、市が代わりに就農地を探していることや、10年分の就農地の賃借料を県や市の制度にて支援してきたことが大きな要因と考えております。

一方、令和元年度に開設された飛騨キャトルステーションについては、就農形態が雇用就農中心であり、飛騨市に限らず飛騨地域での就農が条件になっています。これまで1名の方が研修を修了され、現在、高山市内の親戚の畜産農家で就農されました。また、今年度末には1名の方が研修を修了される予定ですが、国の研修生支援制度により、3年間の雇用就農が義務づけられています。このため、飛騨市を含む飛騨地域内での就農について調整が進められているところです。

3点目の物価高騰に対する新規就農者への支援についてお答えします。農業分野におきましても、世界情勢の影響等により、化学肥料をはじめ、農業用機械、資材、燃料など様々なものの価格が高騰しており、営農に大きな影響を与えています。先般、国は特に価格高騰が大きい化学肥料について、令和4年6月購入分から令和5年度の春に使用する分までを対象に支援を行うこととしましたが、水稻生産者については、国の支援要件を満たさない方も多く存在すると考えられることから、市としましては、飛騨3市1村足並みをそろえ、国を補完する支援制度を本年9月補正予算にてお認めいただいたところです。

議員のご指摘のとおり、市といたしましても、新規就農者は、農業施設等の資材や機械導入などに大きな資金が必要であり、これまで以上に厳しい状況にあると受け止めており、来年度予算に向けた対応策を検討しているところです。具体的には、新規就農者への国県の支援制度について、年間最大150万円が5年間交付されていた制度が3年間に短縮となるなど、たびたび改正があり、就農を目指す研修生の不安にもつながっております。このため、国や県の制度改正による影響を緩和するために、市が何を補完すべきかなど、協議を重ねております。

加えて、農業用施設等の資材や機械導入への施策の拡充や住宅家賃補助を含めた生活支援など、新規就農者に対して総合的に支援できる体制を検討しております。今後も、農業研修生を初めと

した方々が、本市で安心して就農していただける環境づくりに努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

1点目の家賃補助の話なんですけども、今、研修生には2分の1で上限4万円ということで8万円のアパートを借りれば4万円出ますよということでした。来年度で新規就農された方にも、これと同じ内容でいくということよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、来年度に向けての政策協議の詰めを迎えております。できるだけ同水準に近づくように前向きに検討したいと思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。もう1点なんですけども、先ほども補助事業の話で、単年度限りの予算で繰り越しができないというのがまず基本にあるというところで、いろいろな条件の中で交付決定が遅くなってきたときに、雪の降らないところであれば、今頃交付決定になっても、1月、2月にハウスを建てるとか。いろいろそういうことができるんですけども、この飛騨地域は、もう12月に入ると雪空を見ながらいつ雪かなという状態で、なかなかできないということがあるんですが、現実的に交付決定からできないような案件が出てくるのか、もっと早く交付決定が出て、その辺は心配なくていいよということなのか、その辺はどんな感じでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の前川議員のご指摘の案件は国の新規就農者向けの支援の制度改正後のお話かと思えます。それで、この国の制度は今まで150万円が何年かにわたり出してきたものを選択制なんですけれども、例えば、当該年度は、どうしても設備投資が必要になるので、そこに対して厚い支援をする。その代わりに、そういった所得要件を少しずつ減らしていくみたいな制度です。

それで結局、例えば我々の飛騨地域ですと、来年、新規就農される方は、もう今のこの秋のうちまでにはパイプハウスを設置しなければならないということで、それが対象になるかどうかということで、国、直接私も本省のほうに問い合わせていたんですが、やはりそこは、対象になるのは難しいということでした。ですので、我々としては、県の市長会を通して要望も上げたところ。それで、そういったことで、特殊な雪国の事情もありますので、我々としてはそこを補完するような仕組みの検討を重ねている状況です。

○9番（前川文博）

ぜひとも雪の降る地域でまとまって要望していただいて、ぜひともその辺は繰り越しができるようにとか、何か対策をしていただかないと、安心して補助制度自体が使えないということになってしまいます。その辺は力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、4点目のほうに移らせていただきます。脱炭素の取り組みについてということで伺います。今年の3月議会の私の一般質問で、飛騨市ゼロカーボンシティ宣言、2050年、二酸化炭

素排出実質ゼロを目指す表明がされました。今11月末現在では、岐阜県では13の市と町で、全国では804の自治体、人口規模としては1億1,933万人となり、日本の総人口に占める割合は96.4%となっています。飛騨市は634番目の表明で、令和4年第2回飛騨市議会定例会において、2050年までに市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。

環境省のホームページには脱炭素に向けた主な取り組み、施策として、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利活用、森林吸収資源の保全、省エネ、ごみのリサイクルなどを推進する策定を予定している実行計画、区域施策編というものがありますが、この中で、具体的な取り組み内容を検討すると記載されております。このゼロカーボンシティ宣言をすると、様々な補助事業が活用でき、環境問題に取り組むことができるようになります。

そこで今回6点質問いたしますが、この1点目の脱炭素先行地域づくり事業に応募するということが、まず、するんだなということを前提に2点目から6点目までは、この交付金事業に採択された場合、交付金が上限50億円、交付率は原則3分の2、財政力指数が全国平均0.51以下の地方公共団体においては、一部の設備について交付率が4分の3となるものです。非常にお金が出る事業を活用したら、こんなことができるのではないかとということで、質問をさせていただきます。

それでは1点目、脱炭素先行地域づくり事業への応募はということですが、令和4年1月から2月にかけて第1回目、7月から8月に第2回目の募集がありました。6月1日と11月1日にそれぞれ選定結果が公表されました。1回目は79件の計画提案の中から26件が選定され、2回目は53の地方公共団体から、50件の計画提案が提出され、20件を脱炭素先行地域として選定されました。今後も2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定することを念頭に年2回程度の募集と選定を予定とあります。

まだこれに岐阜県では1件も採択されておられません。まだ、岐阜県はどこの自治体も応募していないのかもしれない。ここは分かりません。飛騨市はこれに応募して、岐阜県の脱炭素先行地域づくりの先頭となっていくことを期待いたしますが、この事業に応募していく意思はあるのか、確認をいたします。

2点目、ここからはこれを採択された場合、こういうことができるのではないかとということですが、地中熱を活用して融雪や空調に活用ということですが、地下100メートルの中では、15度ぐらいの地熱があると聞いております。これは神岡鉱山の坑内に入るイベント、スーパーカミオカンデだとかカムランドに入るときに、イベントの中でよく説明をしておりましたが、年間を通して坑内の温度は約14度ぐらいですと説明をしておりましたので、多分一致する内容かなと思います。この熱を活用して、不凍液を循環させ、道路や駐車場の融雪に利用することが可能ではないでしょうか。

先ほど消雪の話、水を利用した話をしましたが、これですと水のない地域でも、熱をアスファルトの下に回すことによって、溶かすことができる。これは夏であれば、外気温30度、建物とかも30度上がったときに、15度の冷たいとは言いませんけど、水を建物とかに回すことによって、建物全体を冷やすことで今度は冷却効果が夏は期待できると思います。こういったことはどうでしょうかということですが、

3点目、PPA、これは太陽光発電の第三者所有モデルの導入です。今までにも質問が幾つか

ありましたが、この事業を活用してやったらどうかということなんですが、飛騨市は今、約8,500世帯ほどです。もうちょっとありますけども、1世帯あたり今、月1万円の電気料金がかかっていると仮定しますと、年間約10億円の電気代が市外の地域電力会社、名古屋とか富山の電気会社のほうに流出しております。これ、1回目と2回目の選定地域を見てみますと、自治体と地域の銀行や企業で、電力の小売事業会社を設立したり、2回目であれば地域の電力会社を巻き込み、電気の地産地消モデルというものが出来てまいりました。このPPAで、家庭の屋根や農地、荒廃農地、牧場などにPPAによる太陽光パネルと蓄電池をこの事業を使い無料で設置して、電力の自家消費につなげていくということも考えられます。

今、電気料金ですけども、東北電力が11月24日に来年4月からの電気料金33%の値上げ、続いて25日には中国電力が31%、28日には四国電力が28%と、沖縄電力が43%の値上げを申請して、30日には北陸電力が45.84%の値上げと、配送電の料金5%の値上げということで、合計で50%の値上げを申請したところです。

昨日から、これの審査が始まりまして、またちょうど昨日から国が電気料金の補助をするということで、7円下がるということで2割下がるというようなことも今言われておりますが、この値上がりした電気代に、これにまだ燃料費調整額と、再生エネルギー発電促進賦課金が加算されていくわけです。東京電力は値上げの申請の準備中で、関西電力と九州電力はどうも原発を動かしたということで値上げの申請をしない予定だということ、ちょっと耳にしました。中部電力については、まだ情報が出ておりませんが、今、値上げが出ていないので多分ないのではないかなと。このPPAで電力を自家消費した場合、燃料費調整額と、再生エネルギー発電促進賦課金についてはかかってまいりません。

さらに、電気使用量に対する電気料金のうち、託送料金ですね、電線を使用する送配電会社に払う料金が電線使用料的な料金として、電気料金の中30%~40%かかっておりますが、これもいなくなる。そうすると、つまり現在の基本料金100%と、今の電気使用量に対する料金の70%程度となり、料金の高騰対策にもつながると思います。また余剰電力は、事業者が地域に供給し、託送料金はかかりますけども、燃料費調整額と再生エネルギー発電促進賦課金がかからない安い電力として、地域で消費できる地産地消の電力としても活用できます。電気料金は地域内で循環されるようになるため、地域での経済の活性化にもつながるのではないのでしょうか。こういった活用も1つの手かなと思って話を出させていただきます。

4点目、EV充電施設の普及ということです。国は、2030年代半ばにガソリン車を廃止して、電気自動車の推進に力を入れています。しかし電気自動車は安心してドライブできるほど充電環境がありません。出かけるにはどこで充電できるのか、充電時間の考慮も必要となります。ガソリンですと、給油には5分程度、電気の充電は40分から60分程度かかり、80%の充電となります。さらに順番待ちなどで、さらに時間がかかると、旅行の行程などの時間が読めないのが現状です。

脱炭素に向かうには、今後絶対に必要な設備ですが、現状は電気が不足しております。2020年12月にある自動車会社社長が、日本自動車工業会会長として記者会見した内容では、カーボンニュートラルは国家のエネルギー政策の大変化なしには達成できない。このまま車のEV化が急激に進めば、日本では車が造れなくなる。仮に、400万台の車を全てEV化したら、夏の電力の主要ピークのときには、電力不足に陥り、その解消には原発だと10基分の電気が必要になる。充電イ

ンフラの整備には約14兆円～37兆円かかるとの内容でした。この先、電気自動車の充電スポットを設置しても、電気の供給が間に合わない可能性も出てまいります。

これもこの事業を活用して、自分の充電設備付近、例えば屋根付近のところに太陽光パネルを発電して、その電力を蓄電池として蓄え、それを供給するというをやれば、設備を増やせて、電気の不足も回避できる。充電設備が充実できると思いますけど、こういった内容はいかがでしょうか。

5点目、農業での脱炭素化の推進です。9月議会で市役所などに太陽光パネル設置の話があり、壁などの垂直にも設置できる旨の答弁がありました。そこで、農地や牧場などに太陽光パネルを設置して、その設備を利用した獣害防止対策ができるという考えです。これも地面に対して垂直に両面パネルを設置します。太陽が上がってきますので、多分、東西方向ですかね、片面が午前中やって、片面が午後から光が照って充電できるというふうになります。発電能力は落ちますけれども、獣害対策として柵を設置したりするのであれば、その一部を太陽光パネルの設備が代替することによって、獣の侵入を防ぎ、さらに発電ができることとなります。こういったことはできないかということです。

6点目、今までのことを踏まえまして、やはり飛騨市、人が少ないということで、アウトソーシングという話も出ておりますが、この脱炭素先行地域づくりに採択される、また応募していくには、このことを専門に行う職員が必要ではないかと思えます。現状の職員で対応するには限界があると思えます。専門知識を持った人材を活用して、脱炭素の事業を推進することが、必要だと考えますが、これについてはいかがかお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部参事 柚原徹守 登壇〕

□環境水道部参事（柚原徹守）

私から、1点目から4点目についてお答えをいたします。まず1点目の脱炭素先行地域づくり事業への応募についてお答えをいたします。この事業は、国が自治体の全部または一部地域において、家庭やサービス業などの民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロとする脱炭素先行地域を2030年までに少なくとも100か所作るとして募集しているもので、採択されれば、地域脱炭素移行再エネ推進交付金の活用ができるものです。

民生部門のカーボンニュートラルは、家庭などの省エネの推進だけでは、達成は困難であり、地域で生み出される再生可能エネルギーの対象域内での活用が最も重要な要素となります。

本年3月議会定例会において、前川議員の一般質問の際にお答えしましたとおり、水力などの当市の地域資源を生かして、地産した再生可能エネルギーを当該地域内で活用するモデルを組むことができれば、応募は可能と考えています。

しかし、そのためにはそういった取り組みを主体的にまとめてくださる民間企業が出てこない、応募自体が難しいのが実情です。その中でも、これまでいくつかの企業からご提案があり、実際に環境省へ相談した事案もございしますが、中心となる水力発電の電力の市内での活用が制度的に難しく、エネルギーの地産地消の仕組みが持ちづらい当市にあって、短期間にこの具体の事業をまとめ上げることは、極めて難しく、応募に至っておりません。

しかし、今後も粘り強く、企業との連携を模索しながら、公募の可能性を探っていきたいと考えております。そういった状況であることを前提に、2点目以降のご提案に対する市の状況や考えをご説明いたします。2点目の地中熱の活用についてお答えします。地中熱は地下数十メートル以深の地中温度が一定に保たれていることを利用して、この熱エネルギーを道路融雪や建物の冷暖房などに活用するもので、再生可能エネルギーの1つです。

市内の道路の融雪装置としては、主に歩道や階段などに電気式のロードヒーティングを入れている箇所があります。電気式は、非常に高コストのため、地中熱を利用した設備も資料を取り寄せるなどして検討したことはありますが、電気式よりさらにイニシャルコストが高いという課題があり、導入には至っておりません。いずれにしても、融雪装置は機械除雪などと比べると、大変にコストのかかるものですので、今後の施設等の整備に際しては、地中熱が再生可能エネルギーの1つとして、特に豪雪地域である市内でも、融雪や空調において有利に活用できる選択肢の1つとなり得るのか、様々な面から検討していく必要があると考えております。

3点目のPPA太陽光発電の第三者所有モデルの活用についてお答えします。当市は積雪寒冷地という条件不利地域であるため、これまで太陽光発電を当市に最適な再生可能エネルギーとは位置付けておらず、大規模な太陽光発電事業への支援は行ってきませんでした。現在、太陽光パネルの発電効率や堆雪などの性能が非常に良くなっていることや、近年の自然災害やエネルギー価格の高騰を受け、災害レジリエンスの強化を含めた、自家消費型の太陽光発電設備の市内住宅への普及を図ることとし、今年度6月補正予算で、一般住宅の自家消費型太陽光発電設備補助金を創設いたしました。

また、PPAの導入については、これまでに幾つかの企業から市有施設への導入提案がありましたが、概略検討段階で明確な採算性が見込めなかったことから、具体の検討を進める状況にはありませんでした。しかし、脱炭素への貢献や電気料高騰リスクを踏まえると、市有施設への自家消費型の太陽光発電設備の導入も具体的に検討していく段階であり、9月補正予算で市有施設の設置可否を検討する調査費をお認めいただいたところです。10月3日に契約し、年度内には、その結果がまとまりますので、その結果も踏まえながら、まずは市有施設への導入を検討してまいりたいと考えております。

4点目のEV充電施設の普及について、お答えします。まず、電気自動車の充電には、自宅や会社などの出発地での充電、高速道路のパーキングエリアや道の駅など移動経路での充電、テーマパークやショッピングセンターなど目的地での充電の、大きく3つのパターンがあります。このうち市内で、電気自動車を保有する市民が日常的に利用する充電器は、基本的には自宅や会社などの出発地の充電器であり、自動車を購入されれば、一般的には充電時間の速い200ボルトの電源のコンセントや普通充電器を自宅や社屋に設置されます。帰宅後に充電すれば、翌朝には満充電となり、現行の電気自動車は走行距離も大幅に伸びております。軽自動車でもカタログ値で約180キロメートルあり、市内の移動には十分な走行距離と考えております。

また、市内にある公共用充電器としては、市が道の駅アルプ飛騨古川と、宙ドーム神岡に急速充電器を設置しています。これらは基本的には経路充電器として、市外からお越しになる方向への充電器ですが、自宅で充電ができない市民の方の利用も可能です。これに加え、市内の一部の自動車販売店や宿泊施設等にも充電器が設置されており、目的地として来客される方以外に、一

般に利用解放されているところもございます。充電器の普及については、現状でも国の支援があり、個人住宅以外の原則全ての施設に対し、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の適用があります。

また、国は2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%という目標を掲げており、その実現に向けて、2021年度末で約3万機の公共用充電スタンドを、2030年までに15万機まで大幅に増強する目標が掲げられており、今後、様々な対策が打ち出されてくると思われまます。ゼロカーボンシティを目指す上で、電気自動車の普及は重要な視点と考えており、今後、新たな充電器の設置が必要かどうかについては、国や民間の動向などにも注視しながら検討していきたいと考えています。

また、自家発電型の充電設備については、屋根部分にソーラーパネルをつけたソーラーカーポートEV充電ステーションが、注目され始めているところであり、導入事例などを調査研究してまいります。なお、電気自動車の普及についても、購入支援の拡充について検討し、取り組みを強化していきたいと考えています。

〔環境水道部参事 柚原徹守 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

5点目の農業分野の脱炭素化の推進についてお答えします。一般的な営農型太陽光発電ソーラーシェアリングは、農地に支柱を立て、上部に太陽光発電設備を設置し、下部空間で農産物の生産を行うものですが、発電した電力を営農に利用することなどから、脱炭素化に向けた取り組みの1つとなっています。この取り組みができる事業実施者は農地を耕作される方であり、農地法に基づく一時転用許可が必要になりますが、農林水産省のホームページで紹介されている全国の取り組み事例を見ますと、10アール当たりの建設費が1,000万円を超えているものが多く、整備費用は高額となっています。

また、議員のご質問にあった、垂直設置型太陽光発電について調べたところ、福島県二本松市に導入実績があるとのことでした。パネルの両面での発電が可能であり、東西向きの設置で朝と夕に発電のピークを迎え、雪などが積もりにくいといったメリットがあるようです。

一方で、営農型発電の取り組みについては、農作物への影響、設備設計、資金調達、農地法上の手続きなど、多くの課題があります。これらを踏まえ、まずは先例地の事例調査から始めたいと考えております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

6点目の専門人材の活用についてお答えをいたします。市では、これまで一種の産業政策として豊富な水資源と急峻な地形を生かした水力発電の振興を図ってきましたが、地理的条件や送電、

送配電網等の制約もあり、電力エネルギーの地産地消に関しては、いまだ本格的に取り組めていない現状にあります。

また、化石燃料からの転換や再生可能エネルギーの普及という観点からは、従来の電気自動車の購入補助制度のほか、今年度途中からは、岐阜県との協働による家庭用太陽光発電設備の設置に係る補助制度を創設しておりますが、2050年カーボンニュートラルの達成を目指す上では、再生可能エネルギーの普及及び地産地消の推進等を、より一層の集中的かつ効果的な施策の展開が求められているところです。

これには議員のご指摘のとおり、多方面にわたる環境エネルギー政策に精通した専門人材の力が必要不可欠であることから、国の地方創生人材支援制度等の活用を念頭に、令和5年度より非常勤専門職の形で、民間からのグリーン専門人材の登用を検討してまいりたいと考えております。

なお、このグリーン専門人材に期待する役割といたしましては、市内の地理環境等の諸条件を踏まえた上で、極めて現実的な観点から、2050年の目標期限までに、どの再生可能エネルギーをどの程度の量をどのように導入し、利活用していくのかといった長期的なビジョンの策定、これに基づいて、短期集中的に取り組むべき施策群の立案及び実践、市民や市内事業者、事業所に対する再生可能エネルギー利用の普及啓発などを想定していることを申し添えます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○9番（前川文博）

いろいろと答弁をいただきました。何からいけばいいのかなと思うんですが、1番目の、この脱炭素先行地域のほうは、応募しないということではなくて、いろいろ準備を進めて、時が来たらという話ですけども、これは早く向かうべきだと思うんですけども、その辺はどうするのか。例えば3年後ぐらいなのか、できれば来年ぐらいやりたいなというか、その辺の思いというのは、これは応募して通るかどうかわからないので、当然内容も関わってきますが、その辺はどのような意気込みというか、どんな感じですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部参事（柚原徹守）

おっしゃいますように、できれば、これは早く手挙げをしたいものではありませんが、先ほど答弁しましたが、地域で再生エネルギーをいかに活用していくかという部分が見えてこない応募できない状況でございます。これに対して、企業のほうからご提案をいただきながら、実現可能性が見えてくれば、応募したいということでございますので、なかなか年限を切って、ここまでにという目標は立てづらいものでございまして、可能な限りそういった事業を企業との連携の中から見つけ出していきたいと思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。いろいろと2番から5番のほうの話でも検討するという話もあったり、なかなか難しいという話もあったんですけど、令和2年度のデータをいただいて、飛騨市の再生可能エネルギーの導入状況ということで、令和2年度で太陽光発電が10キロワット未満が839メガワットアワー、10キロワット以上の発電設備で6,510メガワットアワーで、水力発電がすごくて11万5,738メガワットアワー、合計すると再生可能エネルギーが12万3,088メガワットアワーというこ

とで、これは飛騨市の区域で使っている電氣量が16万4,835メガワットアワーということで、実に74%ほどの再生可能エネルギーの量が出ているというのも、もらったデータであったんですけども、これをもっとどんどん増やして、今、市外の企業もですけど、どこの企業でも、グリーンエネルギーを使っているとか、そういったことの社会貢献というのは結構株主総会とかいろいろなところでも結構言われまして、トラッキング付非化石証明書の発行が昔からされておまして、これがRE100という電氣なんですね。実際、グリーンエネルギーの電氣、これを使っているのはいろいろなことで結構いいんですけども、やっぱりこういうことをやっていくにはもっと、この市内の発電を伸ばしていかなければいけない。そうすると、これも地域の中で動くので安い電氣になって、企業も楽になるし、グリーンエコに対して企業の努力もしているということで、結構いいふうに見られるものなんです。こういったこともやっていただきたいなというのがありますし、これは、とにかく一番に応募していただくというのが前提です。

あと思ったのは、今さっきの地中熱ですね。これも熱を利用するのは難しいかもしれないんですけども、さっき、これは今回消雪の質問をどうしようかなと思ったんですけど、この消雪も電氣を使うんですね、ポンプを上げるのに。そうするとそこのところに太陽光パネルをつけて、蓄電池をやれば、よそから電氣を買わなくても、この事業に該当するんですよ。こういうふうに変えてやるとなると、事業採択される要件の1つなんです。そうすれば、電氣を買わなくても済むので、これもグリーンエネルギーでCO₂排出削減になるし、こういったことをいろいろと今やっている市の事業をこれに置き換えたら、環境がよくなるのではないのかという考えで進めていくと結構楽なのかなと思います。

ほかで採択されたところで、そこの方が環境省の方に最初に説明して、それがもう環境省のホームページに載っているらしいんですが、環境問題に取り組んで、環境をよくしていこうとなると、結構生活している人にどこかに無理がくる。今の生活でやっている、今、市の取り組んでいることを、こういうふうにした、切り換えた、こうやったら、もっと市民の生活が楽になった、例えば雪のことであれば、雪を溶かすことになって冬の生活が楽になった。この事業を使ってやったら結局、環境にいいことになったよね、というのが、市民も市のほうもいろいろ苦労なくて長続きしていく。環境省も今、それを進めているということですので、ちょっとそういった観点で、いろいろ考えていただいて、こういったことなら向かえるのではないのかというほうの発想で、これをやったらちょっとコストが高いとかではなくて、せっかくこれは使える事業ですので、そういった考えがいるのかなと思います。

そこで、これは参事ですのでどうなのかなと思うんですけど、3月に表明して、今4月から先月まで8か月あったんですけども、この間に環境課なり企画部なりで、何かこういった環境に取り組むということを検討された内容というのは何かあればちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

実は早速始めたんですが、先ほど答弁でもありましたけども、その脱炭素もできれば第1回目を取りたいと思っていて向かっていっているんですね。考えていることは多分議員と全く同じで、今、市内でいろいろある水力発電所の電氣をそのまま使えないとか、そういうふうを考えてい

るんですけど、なぜうまくいっていないかということは、つまり同じことを考えたので、議員が考えて向かって多分同じようにハードルにぶつかるということです。

まず1つは、例えば水力発電ですが圧倒的な発電量ですけど、全部FITの電気なんです。それからFIT電気になっているものを市内に流通させることを最初に考えて、できれば会社をつくれないうか、地域電力的な会社をつくれないうかということで計算すると、全く採算が合わないんです。全く採算が合わなくて、そこが最大の問題なんですね。

それから脱炭素のこの先行地域で最初に考えたのは、では、先進モデル的なところもあるので、山の中で送電網に乗らない水力発電所を造って、そこを水素にして、その水素を供給するというモデルが組めないかということも考えるんですけど、今度はこの脱炭素先行地域のやつは地域に広く行き渡らないといけないので、水素を使う事業所が1つとか2つでは駄目だという話になるんです。そうすると、大勢の家がたくさん使えるということになると、その水素を使うモデルが一企業では難しいとこういうことになる。もう少しまた進んでいくと、先行地域の補助金、交付金の考え方が変わってくるかもしれないですが、今は必ずしもそうならないので、そこがなかなか難しいという問題になります。

それから、既存の水力を今ある例えば関西電力にしても既存の幾つかの最近できた小水力発電のところもありますが、それをどこかの会社と直につないである企業が使えるようにできないかという、こういうようなことも考えるんですけど、そこが先ほどちょっと少しありましたけど、やっぱり送電の仕組み上なかなか難しく、簡単に組めない。

いずれにしても、そこを全部くみ上げて中心になる企業をつくって応募するということになると、とてもこういうスケジュールの中では考えていくのが難しい。ここがハードルになって行き当たっているということなんです。なので、この間、そういったことを実は幾つも繰り返してきているんです。それで、さらにそこを突破していこうということになると、我々の能力だけでは、どこを手がかりに特化していったらいいのかというのはなかなか分からないので、それで、先ほどの答弁にあったような専門の人材を常勤というか、実際は非常勤になってくるんですけど、アドバイザー的な方を迎えて、それで、この飛騨市の中のこういう発電、再生可能エネルギーを使うにはどうすればいいのかというところを、もう1回ちょっとゼロから組み立てていかないと、なかなか応募に至っても実現までいかないということです。なので、気合いだけではなかなか先に進まないということなので、それよりももっと具体のハードルをどうやって解消してくのかというところを一つ一つ積み上げたいということです。

○9番（前川文博）

今、市長からいろいろな話があった中で、水素の話も出たんですけども、ちょっと私もちらっと聞いたら、何か水素の動きというのは最近あるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

検討していることは、今あります。ありますが、今度は水素を作るところが必要です。水素は当然、ガスからでも、あるいは化石燃料からでも作れるわけですけど、飛騨市の場合は水力発電から水素を作る。要するに完全に再生可能エネルギーの水素ということですね。ここを目指した

ということですが、そうなると、既存の今の水力発電の中でF I Tでやっていないもの、つまり、新しく作るものか、既存の電力でダム、発電所を持っていらっしゃるところで、まだF I Tに行っていないものを利用するということになりますので、その検討は現実にあります、いろいろ研究をなさっていますし、市もその動きは一緒になって把握しているということでございます。

○9番（前川文博）

そうです。先ほど言ったその飛騨市の71、何%全てF I Tなんです。それで出ている数字なので残りをどうするかというのが問題になってくるんですけども、残り1分ですので、例えば、今、これをうまく使って、脱炭素に向けて、それを活用したら、飛騨市に住んでいたら生活が楽になったよね、よくなったよねというような方向で、ぜひ一個一個、これをやったら市民は喜ぶよねと。ハードルを乗り越えようというところを一步一步踏んでいただいて。

第1回目のところも、これを聞きに行ったら、「市長が1回目に応募しろと。1回目やらなかったら話にならん。」と言って1か月ぐらいで組んだとか、そういう話もあって、最初は1回目は公共施設を主体に全部入っているんですね。2回目はもう公共施設はだめだよということで、ほかのことになって、3回目、4回目となるとさらにまた枠が変わっていくので、それに合わせていかなければいけないということになりますので、できるだけ早く、3回目、4回目ぐらいでは、何とか行っていただきたいなと思います。私の一般質問はこれで終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時23分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。3番、谷口議員。なお、質問中資料の使用願が出ておりますのでこれを許可いたします。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。今回は、除雪について、質問させていただきますので、よろしくお願いします。3点についてお尋ねいたします。

いよいよ12月で、冬の到来につき、雪囲いの準備、除雪、融雪剤散布、雪下ろしといった作業に追われる季節となりました。今月から、来年3月にかけて、おおむね4か月間は、雪との

戦いで、例年通り続くのかなと思われます。

そこで、飛騨市内の道路公道除雪につきまして、高山国道神岡出張所、岐阜県古川土木事務所、飛騨市建設課に調査、問い合わせをいたしました。国道41号線は、約48キロで、委託業者は事業者のみで、岐阜県古川土木事務所管内の国道41号線を除く国道及び県道の除雪延長は約140キロメートル、委託業者は16事業所、除雪費用は除雪車両の購入費を含まない結果のもので、令和元年度が約1億6,000万円、令和2年度が2億8,000万円、令和3年度が5億1,000万円であり、3年間の平均除雪費用は約3億2,000万円となります。また、市道の除雪延長につきましては、車道が285キロメートル、歩道が18キロメートルの計303キロメートルでございます。

委託業者は35事業所、除雪費用は各年度の決算書、除雪費用、除雪車両の購入書を含むものでありますが、令和元年度が1億5,500万円、令和2年度が6億7,300万円、令和3年度は8億8,200万円であり、3年間の平均除雪費用は5億6,300万円になります。市民の生活道路としての除雪費用は古川土木事務所と、飛騨市の3年間の平均金額で、合計約8億8,000万円になり、多額の除雪費用が使われている結果となります。

委託業者の降雪時の深夜から早朝にかけての除雪作業と、連日となる夕方から夜にかけての凍結防止剤の散布作業に感謝をし、除雪作業の効率の向上と、事務手続きの電子化に向けて、お尋ねいたします。

1点目、除雪管理システム導入について。GPS除雪管理システムの導入は近郊の豪雪地域では最初に、新潟県上越市が2011年、平成23年に続いて、妙高市が2015年、平成27年に見えて安心、使って楽々除雪管理システムで、ICT地域活性化大賞を受賞されており、導入費用が4,248万3,000円、運用費用が405万3,000円となっております。近年では、2018年、令和元年に、長野建設事務所に導入されています。

飛騨市は、令和2年度決算書の成果に関する説明書に示されているとおり、除雪委託費の算出については、迅速さや事務量軽減のために、除雪管理システムの導入も検討しているが、岐阜県において除雪管理システムの導入が進んでおり、県道と市道を同一業者で除雪している事業所もいることから、別システムによる事業所の手間が増えることのないよう、岐阜県の動向を把握し、導入に向けて、引き続き検討していくということになっております。

現況は、土木事務所及びセンサー等を装置設置してあるんですが、指示がございまして、市の建設課の指示により、除雪車両が出動し、車両のタコグラフによる運転日報の管理、積雪量、除雪状況の写真管理、委託用業務請求書等、一部電子化しておりますが、紙による事務手続きに労力を使っております。県道と市道と、同一業者で除雪事業所は約16事業所と考えられますので、SDGs、無駄のない効率のよい除雪作業に伴うCO₂の削減に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、前回、9月の令和3年度決算特別委員会の中でも質問いたしましたが、再度、今後の岐阜県の動向を踏まえて、飛騨市の除雪管理システム導入に向けた計画、お考えについて、飛騨市としての見解を長所短所も含めてお示してください。

それでは、2点目いきます。除雪について。古川土木事務所管内の国道と県道及び市道の除雪出動基準は、次のとおりとなっております。

(1) 新雪除雪。昼間は新降雪が10センチメートル、市街地道路は5センチメートルを超えた

場合、夜間は、新降雪が10センチメートル。なお、1日1,000台通過以下の第2・第3種除雪道路については15センチメートルを超えた場合となっております。（2）路面正整。平坦性等の確保が必要なとき。（3）拡幅除雪。道路幅員の確保が必要なとき。（4）運搬排雪。拡幅除雪が困難なときの運搬作業です。（5）凍結防止剤散布。気温が低下し、路面凍結のおそれがあるとき、または既に凍結が発生しているとき。（6）歩道除雪。午前7時時点の積雪深が20センチメートル、市街地は10センチメートル以上と予想されるとき。

以上（1）から（5）までの極めて細かい基準があり、除雪後の車道は、通行車両により、ある程度雪は解け、凍結防止散布材により、舗装が目視できるくらいになり、日常は安心して安全運転に努められます。

しかし、歩道は冬期になると、利用者が極端に減り、1月以降は気温の低下、氷点下の真冬日が続く、雪も車道に比べて解けにくく、積雪も10センチメートル以上、所々凍結が見られ、長靴を履かないと通れない状況が次回の歩道除雪日まで続き、中には車道を歩かれる市民の方も見受けられます。

また、2月以降は積雪が少なくとも、気温が晴天の昼間は上昇し、雪が解け、夜間には氷点下になり、凍結し、翌朝などには滑って転倒することもあり、特に高齢者にはとても危険な状態が続いております。

私の住む県道谷高山線もその例外ではなく、各行政区、地区の役員さんが、青天の日を選び、小型ロータリー除雪機で除雪作業をされ、凍結して危険な箇所には、凍結防止剤散布も行っております。そこで、冬季の歩道の危険性について、理解された上での歩道除雪の出動基準の見直し、例えば、積雪深が20センチメートルを10センチメートル等に変更するとかできるのか、飛騨市の見解をお示しく下さい。

3点目いきます。飛騨市ボランティア除雪事業、飛騨市道路除雪サポーター募集概要についてお聞きします。参考までに別紙、除雪道路施設サポーター制度の概要を添付しておきました。大きく分けて、2点でございました。（1）稼働実績に応じた除雪機械の燃料の支給。ただし、作業中に発生した事故等は、自己責任とする。（2）最大10万円の除雪機械購入補助金。購入費の3分の1以内での支給となっております。

以上から考えるに、（1）で、燃料費の支給では金額が安すぎると思いますので、機械の損料を含めたワンシーズンでの金額にされてはいかがでしょうか。特に小型ロータリー除雪機械の作業中に発生した事故等は、自己責任となっておりますが、せめて団体保険を考えられてはいかがでしょうか。飛騨市の見解をお示しく下さい。また併せて、10月31日、締め切りだったと思うのですが、募集の結果の件数、人数等を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の除雪管理システム導入についてお答えします。現在飛騨市では、委託先業者の除雪オペレーターが、毎回車両にセットしたタコグラフを基に、作業日報を作成し、それを市職員が確認、月2回の精算を経て、各業者へ委託料を支払っております。岐阜県においても、

飛騨市と同様の手法で、算出しておりましたが、タコグラフのセット不備による印字ミスなど、課題も様々あることから委託業者からも、事務負担の軽減が望まれております。

令和元年度において、県が検討を進めている岐阜県除雪業務管理システム及び岐阜県道路雪情報システムの導入について、各市町村の意向調査が行われました。県システムを導入するメリットとしては、1日の出勤時間や、除雪路線などを素早く把握でき、適切な予算管理ができることに加え、市独自でシステムを導入するより、安価になること。県道と市道と市道の除雪作業を兼ねている委託業者は、同一システムで管理でき、事務作業を大幅に軽減できることなどがあることから、市としては、システム導入について、賛同の意向を示したところです。

しかしその後、システム開発を受注した岐阜県建設研究センターと、導入に向けての協議を行ったところ、県のサーバーセキュリティーの問題など、市道除雪に適応させるための課題が山積していることが判明し、今後さらに検討していくこととなりました。

なお、岐阜県では、令和2年度から2年間、本システム導入に向けた試行運用が行われ、本年令和4年度より本格運用されると伺っております。市としましては、今後、岐阜県の運用状況や、他自治体の状況、除雪業者からの聞き取りを行いながら、引き続き除雪作業の効率化や事務負担軽減に向けて検討してまいります。

次に、2点目の出勤基準の見直しについてお答えします。市道の道路除雪につきましては、飛騨市道路除雪実施要領における除雪出勤基準に基づいて行っております。歩道の除雪につきましては、ご指摘のとおり、午前7時時点の積雪深がおおむね20センチメートル以上となることが予想される時と定めており、国や県と同等の基準で運用しております。お尋ねの歩道除雪の出勤基準の見直しについてですが、市の基本的な考え方としては、歩道除雪は極力、通勤、通学の時間帯に間に合うように実施すること。長靴、防寒靴で支障なく歩行できることを前提に実施しており、これまでどおりの基準により、引き続き対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、凍結や危険な箇所や降雪が断続的に続くことで、再除雪が必要となる路線につきましては、区長等からの要請により、融雪剤の配布や委託業者への再除雪指示など、今後も迅速かつ丁寧に対応してまいりますので、お願いいたします。

最後に3点目のボランティア除雪事業についてお答えします。この制度は、旧神岡町で、ボランティア除雪燃料費支給制度として運用されていたものを、合併後に飛騨市制度として継続したもので、市の除雪の手が届かない公共性のある箇所において、個人除雪で頑張ってくださいる方々を燃料費だけでも、市が応援していくとの趣旨で始まったものと認識しております。

令和4年度からは、道路除雪サポーター制度と名称を変え小型除雪機械等の購入補助を拡充し、運用しております。本制度を運用する中、過去には、利用者から、写真等の実績報告書類が煩雑で、事務負担が大きい等のご意見が出されたこともあり、提出書類の簡素化による負担軽減を図るなど、これまで利用者目線で改善を図りながら、現在に至っております。

令和4年度は、現時点で古川町で7名、神岡町で9名、合計16名の方に道路除雪サポーターとして登録させていただきました。今回議員より、燃料費のほかに、機械損料費を含めた1シーズンで金額設定してはとのご提案と、保険料を市で負担すべきとのご提案をいただきました。個人所有の、除雪機械には、大小様々な種類があることや、年度によって降雪量も異なること、保険

加入による書類提出などについて、利用者負担とならないよう、努める必要もありますので、こうした点もしっかり検討し、今回除雪サポーターに登録いただいた方々からのご意見も再度伺いながら、今後さらに利用しやすい制度改善を図ってまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧な説明どうもありがとうございます。1点目のGPSによる除雪管理システムの導入についてなんですが、私も古川土木事務所の高木課長にちょっとお尋ねしたんですが、県は今年、令和4年度からやられるということを伺っております。それで、前回令和3年度の決算特別委員会のときの返答は全く飛騨市は考えていないというような返答でしたので、いかがなものかなと思って、再度この質問をさせていただいたんですが、一応今、ご説明あったように部長のほうであと大体いつ頃からできそうだというふうな計画はお持ちでしょうか。もし、お持ちでしたらご返答願いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

これは県のシステムをお借りしてと言いますか、県のシステムを利用して市が使わせていただくというようなことになりますので、なかなか県のセキュリティの関係が解決しないと、どうしても話が進んでいかないということがありますので、その辺は飛騨市だけではなくて、県内の市町村で降雪地域の市町村が一丸となって、一緒になって取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。したがって、いつまでという見込みは今のところちょっと立っていないものですから、明確なところはちょっとお答えできないという状況でございます。

○3番（谷口敬信）

大体どこの自治体も一緒なんですけど、まず岐阜県が先行して、そういう事業をやられて、その後でやっぱり二、三年後についていくというようなシステムにはなっております。高山土木事務所のほうでも、今年度から、やっぱりセンサーとか、GPS、あんなのはスマートフォンのアプリを使えば簡単なものですので、そういったことで始めるということで、恐らくそういった足並みをそろえて高山土木事務所といかれることではないかと思いますが、業者とのお話はあると思いますので早い時期に達成していただければ、除雪業者も結構労力が助かります。よろしくお願ひします。

いいですか、引き続き2点目。歩道除雪の件なんですけども、20センチメートルというと、これくらいなんですよ。分かりますか。そこを大人ですから僕はありませんよ、車で行きますから。そこを通勤、通学とか公民館へ行かれるおじいさん、おばあさんとか、いきいき体操とか、うちの母も行くんですけども、そういう人に行けということなんですかね。

それで、次回の20センチメートルまで待っていると、本当に大変なことになりますので、冗談抜きで私も実際、自分のところの除雪機で、たまに時間があつたときは県道なんすけども、歩道もやっております。役員の方も本当に日曜日とかにやっていたらいいんですけども、これも県道にはなるんですが、3番目に質問いたしました除雪サポーター制度の中で使わせていただける制度なのかどうかお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

これについては、市の制度ですので、基本的には市道もしくは農道とか、要は市が管理する道路についての制度というふうにご理解いただきたいと思います。県道につきましてはこういった市の制度をご理解いただきながら県のほうで対応できないかということはしっかり伝えてまいりたいと思っております。

○3番（谷口敬信）

制度の概要を見ますと、どういうふうにかえたらいいかわからないんですが、「対象条件全てに該当すること。」「原則、通常除雪道路ではない国道、県道、市道等の生活道路（私道を除く）であること。」になっております。ということは、私道ではないということは、国道までオッケーという解釈に私は取れるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

大変失礼しました。国の国道、県道、市道、いわゆる私道ではない公共の道路であれば、それが対象となるということで今の制度は設定しておりますので、大変失礼いたしました。

○3番（谷口敬信）

ということは、今はやはり10月31日が募集期限になっていたんですが今年度は無理ですね。無理なら無理でまた来年にでも、応募しようと思ひまして。本当に1回考えてください。結構、歩道20センチメートルはきついですよ。歩道1メートルでいいんです。2メートルもしても、車椅子とかそんなに通ることはないので、1メートルだけなんとかしないと、本当にあれは危険ですよ。それだけ認知していただきたいと思ひます。

それと、最後に3番にいきます。古川のほうで7人、神岡で9人ということで16人の方が応募されたということなんですが、今の私のご意見もちょっと、その応募された方の中でお話をしていただいて、条件をよくされる方向でしていただければ私の自治会のほうでも、ぜひ歩道除雪とか、そういったことに募集したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

いいですか、引き続き。それとちょっと余談にはなりますが最後に11月26日に開催されました令和3年、令和4年の飛騨市表彰式の土木、交通功労の部で除雪オペレーターとして従事され、公共事業の推進及び、市民生活の保全に多大な貢献をされたとして受賞されました8名の市民の方と、受賞を決定された飛騨市都竹市長に建設業に従事する者1人として、感謝の意を表し、除雪作業の苦勞が認知されたことを心から喜んでおります。本当にありがとうございました。私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（澤史朗）

ただいま議題となっております議案第114号、飛騨市個人情報保護法施行条例についてから、議案第124号、指定管理者の指定について（飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場）までの11案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第125号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から、議案第130号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの6案件につきましてはお手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日12月9日から12月13日までの5日間は常任委員会、予算特別委員会審査のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、12月9日から12月13日までの5日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の開議は、12月14日水曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時02分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（10番） 野村勝憲

飛騨市議会議員（11番） 籠山恵美子